

第3編 地震・津波災害応急対策編

第3編 地震・津波災害応急対策編 目次

第1章 活動体制の確立	1
第1節 組織動員及び組織体制	1
第1 災害警戒本部体制	1
第2 災害対策本部体制	4
第3 災害対策本部の配備計画	10
第2節 自衛隊の派遣要請計画	13
第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援	16
第4節 災害緊急事態	20
第2章 情報伝達収集・警戒活動	21
第1節 地震・津波関連の情報伝達	21
第2節 津波警戒活動	26
第3節 発災直後の情報収集伝達	29
第1 情報収集体制	29
第2 通信手段の確保	34
第4節 災害広報	36
第3章 消火、救助、救急、医療救護	40
第1節 消火・救助・救急活動	40
第1 応急活動	40
第2 相互応援	40
第3 各機関による連絡調整所の設置	41
第4 自主防災組織	41
第5 惨事ストレス対策	41
第2節 医療救護活動	41
第1 現地医療体制	42
第2 後方医療対策	43
第3 医薬品等の確保・供給活動	45
第4 個別疾病対策	45
第4章 避難行動	46
第1節 避難誘導	46
第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難	46
第2 避難者の誘導	50
第2節 指定避難所の開設・運営等	52

第 1	指定避難所の開設	53
第 2	指定避難所の管理、運営の留意点	54
第 3	相談窓口の設置	56
第 4	避難所の閉鎖等	56
第 5	避難所の早期解消のための取組み等	56
第 3 節	避難行動要支援者への支援	57
第 1	避難行動要支援者の被災状況の把握等	57
第 2	被災した避難行動要支援者への支援活動	58
第 3	広域支援体制の確立	58
第 4 節	広域一時滞在	59
第 5 章	交通対策、緊急輸送活動	60
第 1 節	交通規制等の計画	60
第 1	陸上輸送	60
第 2	水上輸送	65
第 3	航空輸送	65
第 2 節	交通の維持・復旧	65
第 1	交通の安全確保	65
第 2	交通の機能確保	67
第 6 章	二次災害防止、ライフライン確保	68
第 1 節	公共施設応急対策	68
第 1	公共土木施設等（※）	68
第 2	公共建築物	69
第 3	応急工事	69
第 2 節	民間建築物等応急対策	69
第 1	民間建築物等	70
第 2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	70
第 3	文化財の応急措置	71
第 3 節	ライフラインの確保	71
第 1	被害状況の報告	71
第 2	上水道（大阪広域水道企業団）	71
第 3	下水道（市・府）	72
第 4	電力（関西電力送配電株式会社）	73
第 5	ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）	73
第 6	L P ガス（一般財団法人大阪府 L P ガス協会）	74
第 7	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	74

第 8 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）	75
第 4 節 農林水産関係応急対策	75
第 7 章 被災者の生活支援	77
第 1 節 被災生活支援体制等	77
第 2 節 災害救助法の適用	78
第 3 節 緊急物資の供給	80
第 1 給水活動	80
第 2 食料・生活必需品の供給	82
第 4 節 住宅の応急確保	85
第 1 被災住宅の応急修理	85
第 2 住居障害物の除去	86
第 3 応急仮設住宅の建設	86
第 4 応急仮設住宅の借上げ	86
第 5 応急仮設住宅の運営管理	86
第 6 公共住宅への一時入居	86
第 7 住宅に関する相談窓口の設置等	87
第 5 節 応急教育	87
第 1 教育施設の応急整備	87
第 2 応急教育体制の確立	87
第 3 学校給食の応急措置	89
第 4 就学援助等に関する措置	89
第 5 保育所等の措置	89
第 6 節 自発的支援の受入れ	89
第 1 ボランティアの受入れ	89
第 2 義援金品の受付・配分	91
第 3 海外からの支援の受入れ	92
第 4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等	92
第 8 章 社会環境の確保	94
第 1 節 保健衛生活動	94
第 1 防疫活動	94
第 2 食品衛生監視活動	95
第 3 被災者の健康維持活動	96
第 4 動物保護等の実施	96
第 2 節 廃棄物等の処理	97
第 3 節 遺体対策	99

第4節	社会秩序の維持	100
付編1	東海地震の警戒宣言に伴う対応	102
第1章	総則	102
第1	目的	102
第2	基本方針	102
第2章	東海地震注意情報発表時の措置	103
第1	東海地震注意情報の伝達	103
第3章	警戒宣言が発せられた時の対応措置	104
第1	東海地震予知情報等の伝達	104
第2	警戒態勢の確立	105
第3	住民等に対する広報	106
付編2	南海トラフ地震防災対策推進計画	108
第1章	総則	108
第1	推進計画の目的	108
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	108
第3	推進計画に定める無い対策	108
第2章	関係者との連携協力の確保	109
第1	資機材、人員等の配備手配	109
第2	他機関に対する応援要請	109
第3	帰宅困難者への対応	110
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	111
第1	津波からの防御	111
第2	津波に関する情報の伝達等	112
第3	避難指示の発令基準	113
第4	避難対策等	113
第5	消防機関等の活動	115
第6	ライフライン・放送事業者の活動	116
第7	交通対策	117
第8	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	118
第9	迅速な救助	119
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	121
第5章	防災訓練計画	122
第6章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	123
第7章	東海地震、東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止	125
第1	東海地震、東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応	125

第2	東海地震関連情報が発表された場合への対応	125
----	----------------------------	-----

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員及び組織体制

市をはじめ関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 災害警戒本部体制

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、関係各班 泉州南消防組合
-------------	--

方針

市は、市域等に震度4を観測した場合又は津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表された場合等において、災害警戒本部体制の配備を行い、災害情報の収集伝達等を行うとともに、災害対策本部体制への移行を検討する。

計画

1 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、総合政策部に設置する。

設置基準

- (1) 本市又は隣接市町(泉佐野市、阪南市、田尻町)で震度4を観測したとき。
- (2) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき。
- (3) その他総合政策部長が必要と認めたとき。

2 配備基準

災害警戒本部体制は、次表に基づき配備する。

配備基準	配備内容	動員体制
災害警戒 配備	通信情報活動を実施するための、情報の収集・伝達、職員の配備、その他緊急に実施を要する災害応急対策のための体制	総合政策部、都市整備部、市民生活環境部により編成

3 体制

災害警戒本部体制における配備体制は、原則として総合政策部、都市整備部、市民生活環境部により編成し、総合政策部長が災害警戒本部長となり、指揮・統括する。

なお、関係各部局の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ災害警戒本部体制時に従事すべき職員（災害警戒本部体制要員）を指名する。

4 配備指令及び自主参集

(1) 震度4を観測した場合

ア 勤務時間内の場合

庁内放送を行い、総合政策部長の指揮・統括のもと、定められた職員は、直ちに配備につく。

イ 勤務時間外の場合

定められた職員は直ちに自主参集する。

総合政策部長は、自主参集した職員を指揮・統括し配備する。

(2) 津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表された場合

ア 緊急情報の伝達

市は、津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表された場合は、直ちに各関係機関の協力のもと、沿岸住民や海水浴客、釣り人等沿岸部滞在者等に対して緊急に情報伝達し避難指示を行う。

イ 配備

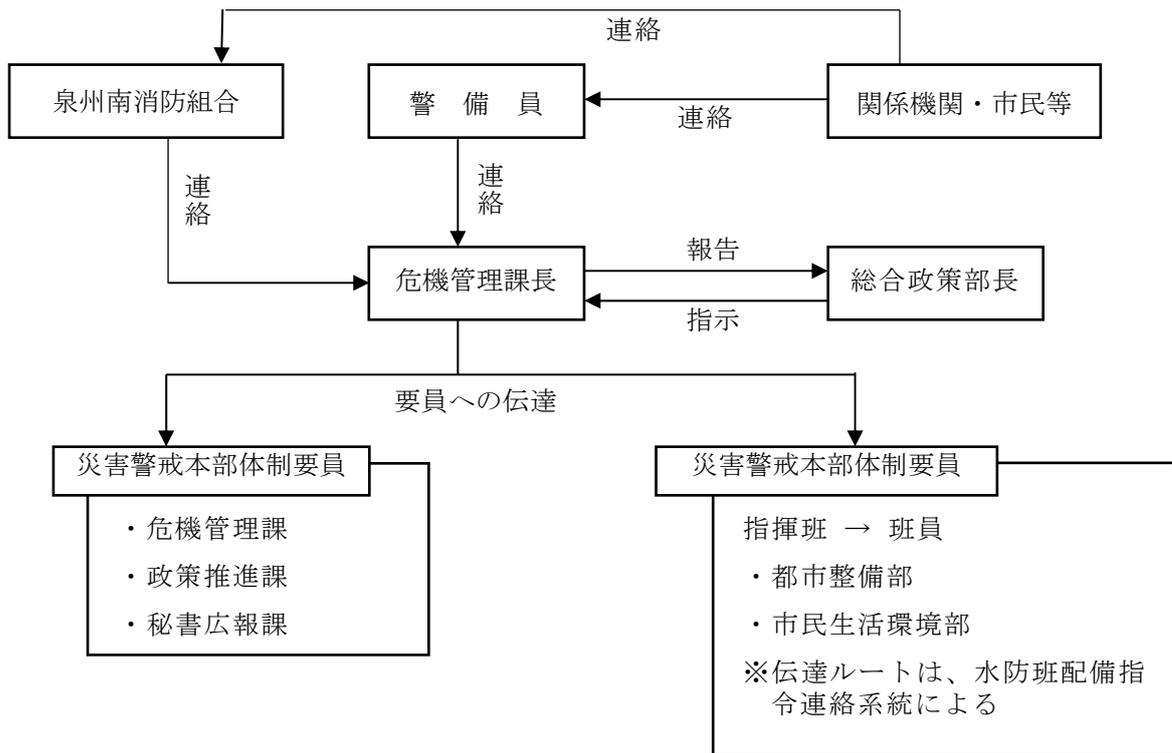
(ア) 勤務時間内の場合

総合政策部長は、関係各部局の長と協議の上、災害警戒本部体制要員及び他に必要な職員に配備指令を行い配備する。

(イ) 勤務時間外の場合

- ① 泉州南消防組合及び警備員は、直ちに総合政策部危機管理課長に連絡する。
- ② 危機管理課長は、総合政策部長に連絡の上、直ちに勤務時間外の配備の伝達ルートに従い、災害警戒本部体制要員等に伝達し、体制の確立を図る。
- ③ 災害警戒本部体制要員として指名された職員は、テレビやラジオ等で情報の確認を行った後、災害警戒本部体制配備が発令されたものとみなして、自らや家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ指定された場所に参集しなければならない。

勤務時間外の配備の伝達ルート



5 総合政策部長、危機管理課長不在の場合の措置

(1) 総合政策部長不在の場合

総合政策部長が不在又は何らかの事情で災害警戒本部長の職務を遂行できない場合は、都市整備部長、市民生活環境部長の順により代行する。

(2) 危機管理課長不在の場合

危機管理課長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、道路課長、下水道課長、産業観光課長の順により代行する。

6 処理事項

災害警戒本部は、災害対策本部設置及び本部体制への移行を踏まえて、次の事項を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

- ア 地震津波情報の収集
- イ 収集した情報の整理検討
- ウ 住民への伝達
- エ 津波情報の沿岸部への緊急伝達

(2) 災害対策本部設置及び配備体制の検討

(3) 災害危険箇所等の巡視・警戒結果の把握

- (4) 被害情報の把握
- (5) 救助及び避難指示等の対策の検討
- (6) 水防活動（護岸・堤防）
- (7) 災害応急対策の実施状況の把握
- (8) 府及び関係機関との連絡調整
- (9) その他、災害警戒本部長が必要と認める事項

7 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- (3) 災害の発生するおそれなくなったとき。
- (4) 総合政策部長が適当と認めたとき。

第2 災害対策本部体制

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、関係各班 泉州南消防組合
-------------	--

方針

市は、市域に震度5弱以上を観測した場合は泉南市災害対策本部条例（昭和43年条例8号）に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を実施する。

【資料 2-1-1-1】 泉南市災害対策本部条例

【資料 2-1-3-1】 泉州南消防組合警防規程

計画

1 災害対策本部の設置及び廃止等

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の場合に市長が設置する。

- ア 市又は隣接市町（泉佐野市、阪南市、田尻町）で震度5弱以上を観測したとき。
- イ 津波予報区「大阪府」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 本部長・副本部長

ア 本部長・副本部長

災害対策本部が設置されたとき市長は災害対策本部長（以下、「本部長」という。）となり、副市長、教育長は副本部長となる。

イ 市長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、職務代行者を副市長、教育長の順とし、以下災害対策本部事務分掌の表の定める順により部長等が代行する。

ウ 職務代行者の代行すべき職務の範囲は、災害対策本部に関する事項とし、災害対策本部設置後は本部長代理として本部長の権限に属する事務を掌理する。

(3) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁2階大会議室に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により災害応急対策の一層の推進を図るため、災害対策本部の移動が必要であると認めるときは、本部長は、他の適当な場所に災害対策本部を設置する。この場合は、速やかに関係機関に連絡する。

(4) 廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 予想された災害の危険が解消したとき。

イ 災害応急対策が概ね完了したとき。

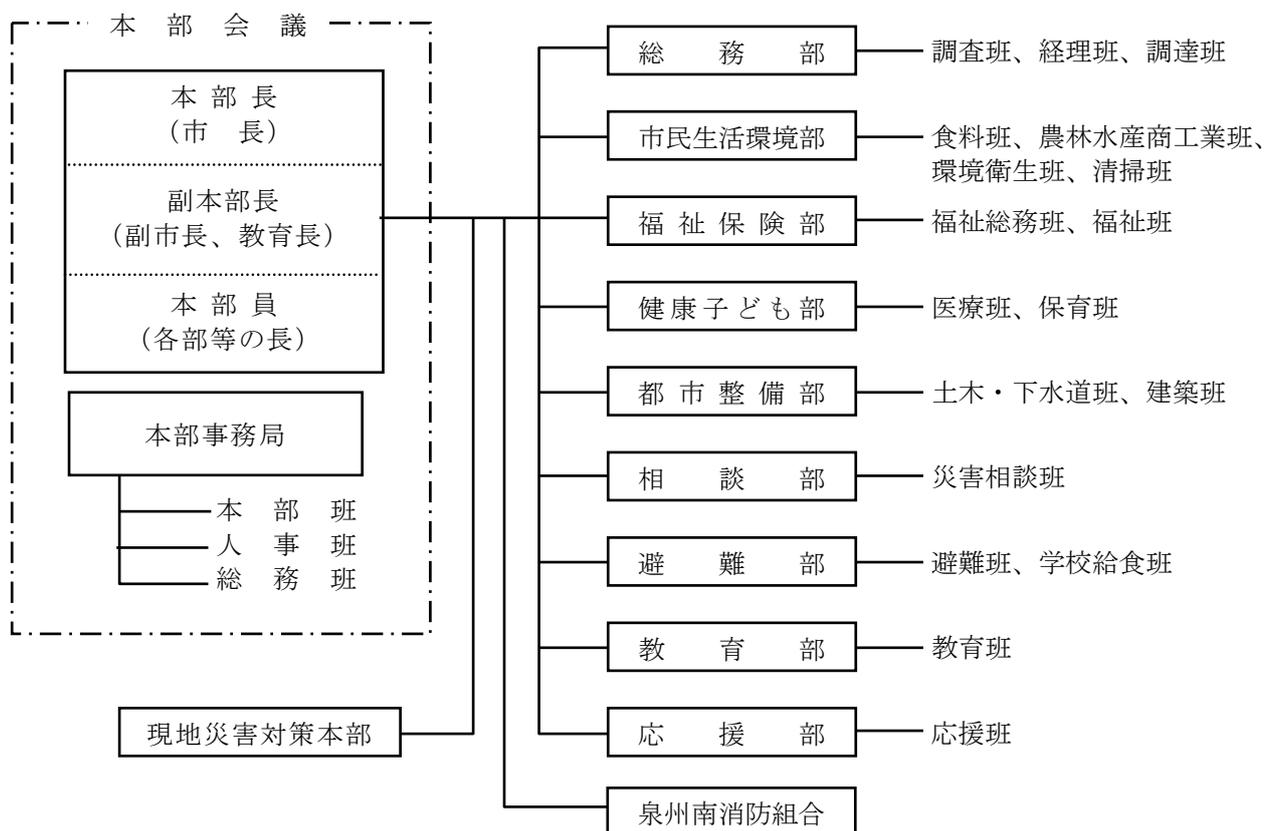
ウ 本部長が適当と認めたとき。

2 組織及び構成

(1) 組織

災害対策本部の職員は、本部長、副本部長、本部員及びその他の本部職員とし、本市の職員をもってあてる。

泉南市災害対策本部組織図



(2) 災害対策本部会議（以下、「本部会議」という。）

ア 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ 本部会議の構成員は、本部長、副本部長、本部員とする。

(3) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

なお、班長は◎の課等の長とする。

組 織 名	構 成	事 務 分 担
災害対策本部会議	本部長 ・市 長 副本部長 ・副市長 ・教育長 本部員 ・総合政策部長 ・都市整備部長 ・市民生活環境部長 ・総務部長 ・福祉保険部長 ・健康子ども部長 ・教育部長 ・議会事務局長 ・泉州南消防組合 泉南消防署長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針に関すること。 2 動員配備体制に関すること。 3 各部間の連絡調整事項の指示に関すること。 4 自衛隊災害派遣要請に関すること。 5 現地災害対策本部に関すること。 6 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること。 7 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用申請に関すること。 8 関係機関への協力及び派遣要請に関すること。 9 その他災害に関する重要な事項に関すること。
本部事務局	本部班 ◎危機管理課 政策推進課 秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議の事務に関すること。 2 気象並びに災害情報の収集・伝達に関すること。 3 各部の連絡調整に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 被害状況及び活動状況の統括並びに関係機関への報告に関すること。 6 災害救助法に関すること。 7 本部の諮問事項に関すること。 8 災害に関する広報及び報道機関との連絡に関すること。 9 災害状況の記録、写真等取材に関すること。 10 関係機関等の災害視察に関すること。 11 災害見舞の応接に関すること。 12 警戒宣言発令時における広聴に関すること。 13 部の庶務に関すること。
	人事班 ◎人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員配備計画に関すること。 2 職員の休職、救護及び災害給与に関すること。 3 職員の現状把握に関すること。 4 災害対策を実施するための必要な労働者等の確保に関すること。
	総務班 ◎総務課 行革・財産 活用室	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建築物等の被害調査に関すること。 2 庁舎の整備及び維持管理に関すること。 3 災害用自動車の配車に関すること。 4 情報の得られない地域の現地調査に関すること。 5 庁内における市民の避難誘導に関すること。

組 織 名	構 成	事 務 分 担
総務部	調査班 ◎税務課	1 土地家屋等の被害調査に関する事 2 被災者に対する市税の減免に関する事 3 被災者に対する市税の徴収猶予、延滞金免除、執行停止、換価猶予及び解除に関する事 4 部の庶務に関する事
	経理班 ◎財政課 会計課	1 市の災害復旧資金計画及び資金の調達に関する事 2 市の災害起債及び災害融資に関する事 3 災害関係費の収入及び支出に関する事 4 災害救助時の決算に関する事 5 使用・収用・従事命令・公用令書の公布に関する事 6 義援金の受付及び配分に関する事
	調達班 ◎契約検査課	1 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関する事 2 義援物資の受付及び配分に関する事
市民生活 環境部	食料班 ◎市民課	1 災害応急食料の調達及び配分に関する事 2 被災者に対する炊き出しに関する事 3 職員に対する炊き出しに関する事
	農林水産商工業班 ◎産業観光課 農業委員会事務局	1 農林水産施設の被害調査及び復旧対策に関する事 2 災害用農林漁業金融幹旋に関する事 3 被災者の雇用及び就労対策に関する事 4 商工業の被害調査及び復旧対策に関する事 5 商工業者の罹災証明の発行及び融資に関する事
	環境衛生班 ◎環境整備課	1 環境衛生施設の被害調査に関する事 2 し尿汲取りの応急処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 部の庶務に関する事
	清掃班 ◎清掃課	1 災害時における清掃計画に関する事 2 被災地域のごみ、瓦礫等の応急処理に関する事 3 泉南清掃事務組合との連絡調整に関する事
福祉保険部	福祉総務班 ◎生活福祉課 保険年金課	1 罹災証明の発行に関する事 2 遺体の収容に関する事 3 災害見舞金、弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 4 被災者に対する福祉年金受給者取得制限の緩和に関する事 5 被災者に対する拠出年金保険料の免除に関する事 6 低所得世帯の被災者に対する世帯更生資金等の貸付に関する事 7 部の庶務に関する事
	福祉班 ◎長寿社会推進課 障害福祉課	1 避難行動要支援者の総合的な支援の企画及び実施に関する事 2 被災者に対する衣料等生活必需物資の供給に関する事 3 福祉施設の被害調査に関する事 4 泉南市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 5 ボランティア組織の活動支援等に関する事

組織名	構成	事務分担
健康子ども部	医療班 ◎保健推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関の被害調査に関すること。 2 災害時の医療計画に関すること。 3 救護所の設置及び救護班の編成に関すること。 4 救護所及び現地における傷病者の応急治療及び救護に関すること。 5 医師会等との連絡調整に関すること。 6 疾病、負傷者の調整及び収容に関すること。
	保育班 ◎保育子ども課 家庭支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育施設、子育て支援センター、子ども総合支援センターの被害調査に関すること。 2 保育機能の復旧に関すること。
都市整備部	土木・下水道班 ◎道路課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の障害物の除去に関すること。 2 緊急交通路の確保及び交通規制の連絡調整に関すること。 3 水防計画に関すること。 4 下水道施設、河川、水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 浸水対策に関すること。 6 排水路、樋門、ポンプ場等の運用管理に関すること。 7 道路、橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 南大阪湾岸南部流域下水道事務所との連絡調整に関すること。 9 部の庶務に関すること。
	建築班 ◎住宅公園課 都市政策課 審査指導課 広域まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること。 2 公共建築物等の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 住宅の災害復興対策の企画に関すること。 4 被災者応急用建築資材の確保、斡旋に関すること。 5 緊急時における市内建築業者への協力依頼に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定士の受入に関すること。 7 建築制限に関すること。
相談部	災害相談班 ◎人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する苦情の受付及び処理に関すること。 2 市民の災害相談に関すること。 3 部の庶務に関すること。
避難部	避難班 ◎教育総務課 生涯学習課 文化振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の被害調査に関すること。 2 避難所の設置、管理及び運営指導等に関すること。 3 避難者の調査及び名簿の作成に関すること。 4 避難者の救護状況の調査に関すること。 5 避難者の誘導に関すること。 6 部の庶務に関すること。
	学校給食班 ◎教育総務課 (学校給食センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童の応急給食に関すること。 2 被災者への炊き出しに関すること。

組織名	構成	事務分担
教育部	教育班 ◎学務課 指導課 人権国際教育課 生涯学習課	1 教育機能の復旧に関すること。 2 災害時における児童の応急教育に関すること。 3 被災中学生、園児に対する学用品の調達及び支給に関すること。 4 P T A等社会教育関係団体への協力要請に関すること。 5 部の庶務に関すること。
応援部	応援班 ◎議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局 公平委員会の 事務職員	1 本部長の指示による各部の応援に関すること。

※ 市長は、緊急事務処理のため必要があると認めるときは、所属の如何に関わらず、期間を定め、職員に事務の応援を命ずる。

※ 大阪府職員（緊急防災推進員）は、府内に震度5弱以上の震度を観測した場合に、泉南市と府の連絡調整の補助として自主参集する。

(4) 市防災会議

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な災害対策活動の実施に万全を期する。

(5) 現地災害対策本部

市域において局地的に相当規模の被害が生じた場合、又は発生のおそれがある場合、現地等において災害対策本部の事務の一部を行う必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は本部長（市長）により指名された者があたり、現地での応急対策活動、現地で活動する関係機関との連絡調整及び災害対策本部との情報連絡を行う。また、府が現地災害対策本部を設置した場合は、相互間の連携を図って活動を行う。

(6) 運営に関する事項

本部事務局は災害対策本部会議の決定事項のうち必要事項を、その都度府に報告し、又は関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては庁内放送、本部事務局員を通して速やかに周知徹底を図る。

第3 災害対策本部の配備計画

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、人事班（人事課） 泉州南消防組合
------	--

方針

市は、震度5弱以上を観測した場合において、自動的に災害対策本部を設置するとともに配備基準に従い、自主参集により職員の動員配備を行う。

【資料 3-1-1-1】 泉南市水防非常勤務要領

【付表 2-1-1-2】 地震・津波災害の場合の動員人員一覧表

計画

1 配備体制

(1) 職員の配備は、次の基準による。ただし、動員人員については必要に応じて増減する。

【配備基準】

配備区分		配備時期	動員体制
災害対策本部体制	1号配備	1 府に津波警報が発表されたとき。 2 津波により小規模の被害が発生したとき。 3 本部長（市長）が必要と認めるとき。	本部事務局員、水防3号配備（※）に加え、全課係長級以上の職員
	2号配備	1 本市又は隣接市町（泉佐野市、阪南市、田尻町）で震度5弱以上を観測したとき。 2 府に大津波警報が発表されたとき。 3 津波により大規模の被害が発生したとき。 4 本部長（市長）が必要と認めるとき。	全職員

（※）：水防3号配備とは、水災害等の軽減を図るため都市整備部・市民生活環境部の関係各課水防要員全員を配備する体制をいう。

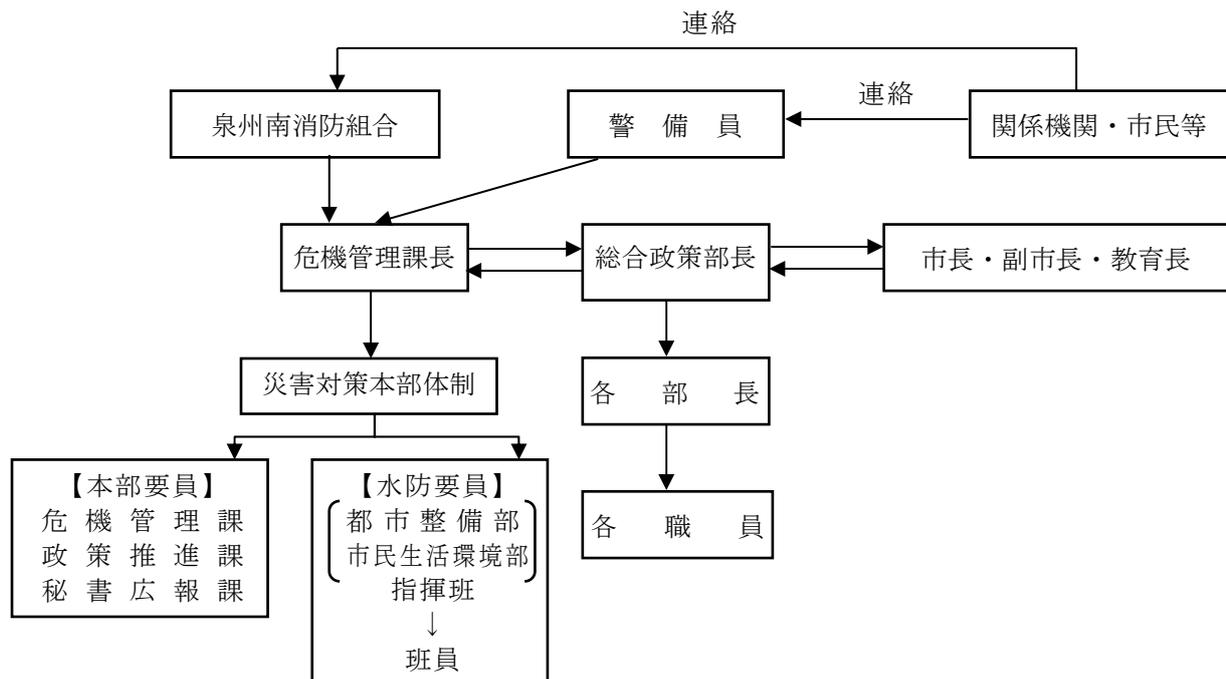
(2) 勤務時間外の職員の参集は、以下のとおりとする。

- ア 震度5弱以上を観測したことを知った場合は、2号配備が発令されたものとみなして、本市に所属するすべての職員は、直ちにあらかじめ指定された場所に参集しなければならない。
- イ 各所属長は、職員の参集状況を把握し、動員報告書により人事班に報告する。
- ウ 万一、被災によりあらゆる手段によっても定められた参集場所に参集することが困難な場合は、通信連絡等により所属長の指示を受けなければならない。
- エ 職員は、参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、緊急に最低限必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。
- オ 参集途上において被害状況や災害状況等の情報収集を行い、所属長を通じ関係者に報告する。各部課等の長は、参集者の情報を整理し、本部班に報告する。
- カ 参集時には、原則として車の使用は避け、徒歩、自転車、オートバイ等により参集する。
- キ 職員の参集がない場合は、人事班はその安否を確認し、適切な処置を取った上で体制の確立を図るため新たな動員又は応援職員の配置等を検討しなければならない。

2 各部署における動員の指令・伝達

- (1) 各所属長は、所属の職員について、配備基準ごとの出動職員を定め、周知徹底させておく。
- (2) 各部課等の長は、配備指令の場合に備えて、職員の動員を円滑に行うため、連絡責任者、連絡順序及び連絡手段等を定めておく。

勤務時間外の配備の伝達ルート（災害対策本部）



3 災害対策活動への従事

本部長は、災害応急対策活動の進展等に伴い、必要に応じて組織及び配置人員を検討し、人事異動又は応援配備体制指令を発令する。

参集した職員は、災害対策本部体制のもとで、あらかじめ定められた事務分掌に従い応急対策活動を行うが、本部長から人事異動又は応援配備等の指示があった場合には、速やかにその指示に従う。

第2節 自衛隊の派遣要請計画

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 関係機関
------	--------------------------------

方針

市は、市内に災害が発生し、その被害が大規模となって市及び関係機関だけでは市民の安全を確保することが困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請を知事に対して要求する。

計画

1 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求する。

ただし、知事に派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第68条の2第2項の規定に基づき、防衛庁長官又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第37普通科連隊に通知する。その場合には、通知した旨を知事に連絡する。

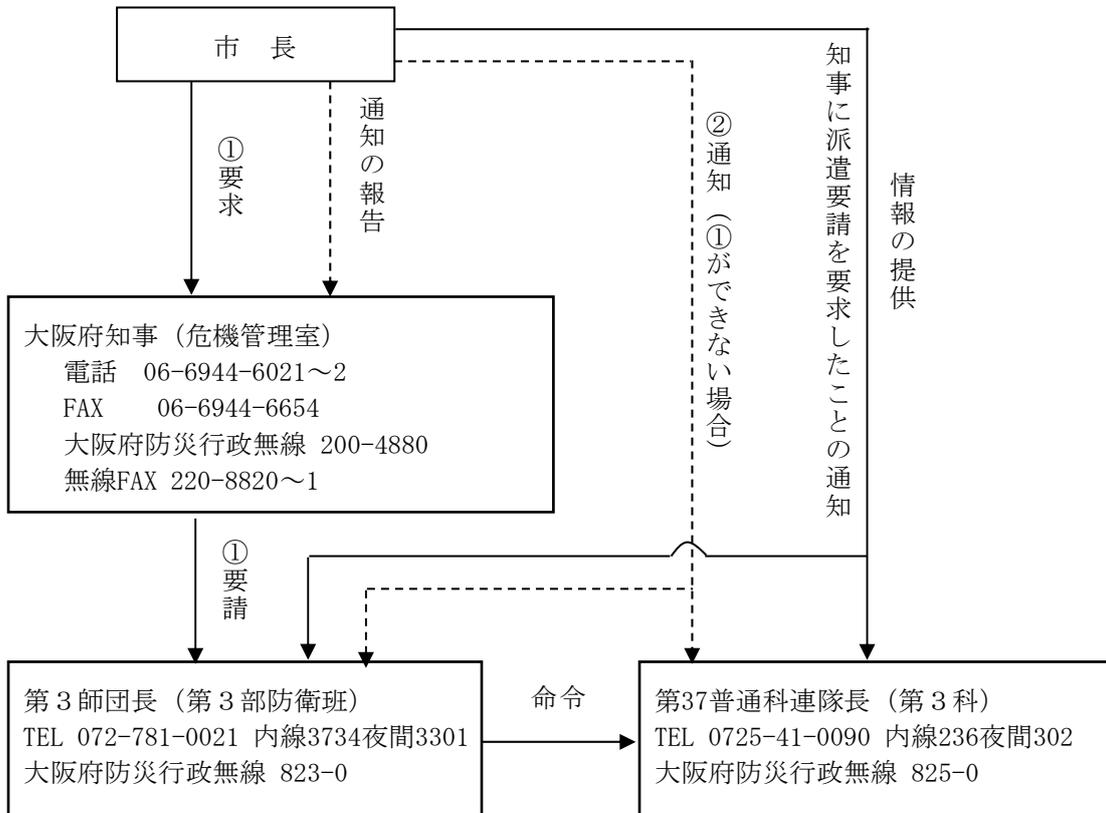
なお、派遣要請の決定にあたっては、府、泉南警察署等と連絡協議し迅速に行う。

2 災害派遣の要求手続

(1) 派遣要請の要求は、下記の事項を要求文書に明記し、口頭、又は電話等で知事（府危機管理室）に行う。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 本市の担当部隊は、陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊であり、派遣要請の連絡系統は以下のとおりである。



3 自衛隊の自発的出動基準 (要請を待ついとまがない場合の災害派遣)

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4 派遣部隊の受入れ体制

本部長は、派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう次のことを実施する。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、泉南警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ体制

ア 本部班は、派遣部隊との連絡調整にあたる。

イ 受入れ体制の確立

(ア) 本部長は、派遣部隊が到着後直ちに作業に着手できるよう、あらかじめ受入れ地区の責任者を定め、宿泊施設又は場所を提供し、必要機材や災害地の地図等を準備して作業計画を立てる。

(イ) 受入れ責任者は、派遣部隊の責任者と連絡を密にし、作業の進捗状況を把握して逐次本部長に報告する。

ウ 作業計画及び資機材等の整備

本部班は、自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ ヘリポートの開設等

本部長は、災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、あらかじめ指定した候補地を災害時用臨時ヘリポートとして開設し、又は府のヘリポートの使用を申請し、その準備に万全を期する。

(3) 自衛隊の活動内容等

自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。

ア 被害状況の把握

イ 避難の援助

ウ 遭難者等の搜索救助

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路又は水路の啓開

キ 応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水

コ 物資の無償貸付又は譲与

サ 危険物の保安及び除去

シ その他

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 活動拠点

災害応援・派遣部隊等は、市が指定している活動拠点に受け入れる。

(5) 知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他参考となるべき事項

5 派遣部隊等の撤収要請

市長（本部長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対して撤収の要請を要求する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、人事班（人事課）、関係各班 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

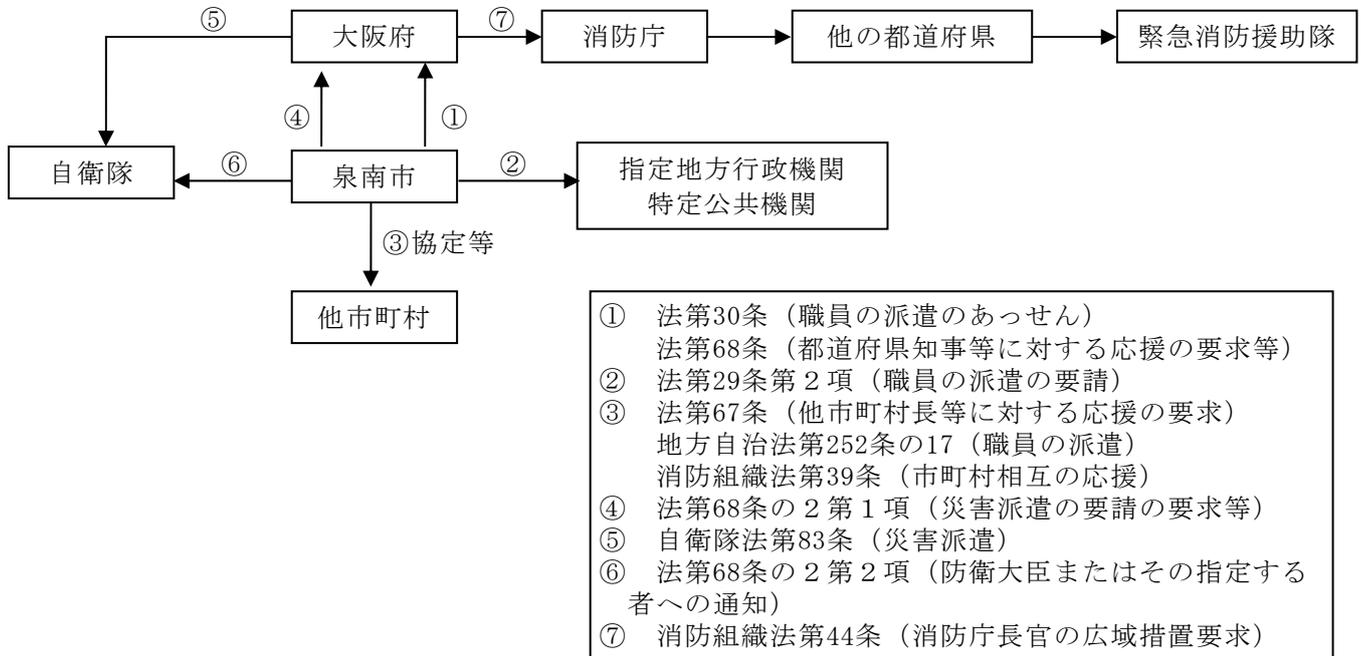
市、泉州南消防組合及び関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他府県及び指定行政機関等に対し、応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るなど、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期する。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

なお、府が職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

【付表 3-1-3-1】 従事命令の対象者

計 画



1 応援要請

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 応援要請基準

本市域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- イ その他応急措置の実施において必要があると認める場合

(2) 知事に対する応援要請

法第68条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただしそのいとまがない場合には、府防災行政無線または電話等により行う。なお、事後、速やかに文書を提出する。

(3) 他市町村に対する応援要請

法第67条に基づき、他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により行い、事後、速やかに文書を提出する。

(4) 応援にあたっての要請事項

- ア 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ 応援を必要とする期間
- ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資・資機材等の品目及び数量

エ 応援を必要とする場所

オ 応援を必要とする活動内容

(食料、飲料水及び生活必需物資の提供、被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣、避難者、傷病者の受入れ、その他特に必要な事項)

カ その他必要事項

2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策または復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他市町村または指定地方行政機関に対する派遣要請

法第29条または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し、文書で行う。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあっせんの要請

市長は、法第30条に基づき、災害応急対策または復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、法第32条及び第92条並びに同法施行令（昭和37年政令第288号）第17条から第19条に定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、大阪府防災情報システムにより行い、同システムが使用できない場合は、大阪府防災行政無線または

電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

4 広域応援等の受入れ

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉南警察署等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 受援体制の確立

応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

6 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市及び府は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

7 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況

に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努め、市は府の情報収集に協力する。

8 日赤奉仕団等への動員協力要請

災害対策を実施するための要員が不足する場合は、状況に応じ日赤奉仕団等に動員協力要請を行う。

第4節 災害緊急事態

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 関係機関
------	--------------------------------

方針

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、府内が関係地域の全部又は一部となった場合、市及び府をはじめ関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報伝達収集・警戒活動

第1節 地震・津波関連の情報伝達

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、土木・下水道班（道路課、下水道課） 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

市及び泉州南消防組合は、大阪管区气象台から発表される地震及び津波に関する情報等を、あらかじめ定められた経路により、関係機関及び住民へと迅速に伝達し、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

また、大阪管区气象台及び府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

計画

1 大阪管区气象台が発表する地震及び津波に関する情報

(1) 地震・津波情報の収集

大阪管区气象台から発表される地震・津波に関する情報を収集する。

ア 地震情報等

緊急地震速報	<p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p> <p>なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。</p>
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は「大阪府南部」と）地震の揺れの発現時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード。以下M）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
震度・震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（M）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（M）を発表。

遠地震に関する情報	国外で発生した地震について、M7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（M）、津波の影響に関して、概ね30分以内に発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

なお、発表基準が以下の状況に該当する場合は、特別警報に位置付けられる。

地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合	緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける
---------	------------------------	---------------------------

イ 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

なお、発表基準が以下の状況に該当する場合は、特別警報に位置付けられる。

津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合	大津波警報を特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表される。
----	------------------------	---

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

注2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

注3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

注4 津波による災害の恐れがない場合には、「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注5 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

注6 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波情報

大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は[イ 津波警報等]の表に記載）を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。 <ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表（予報区単位）。 <ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

※2 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報の発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報の発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報の発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報の発表中	3 m超	数値	数値
	3 m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報の発表中	1 m超	数値	数値
	1 m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報の発表中	(すべての場合)	数値	数値

エ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

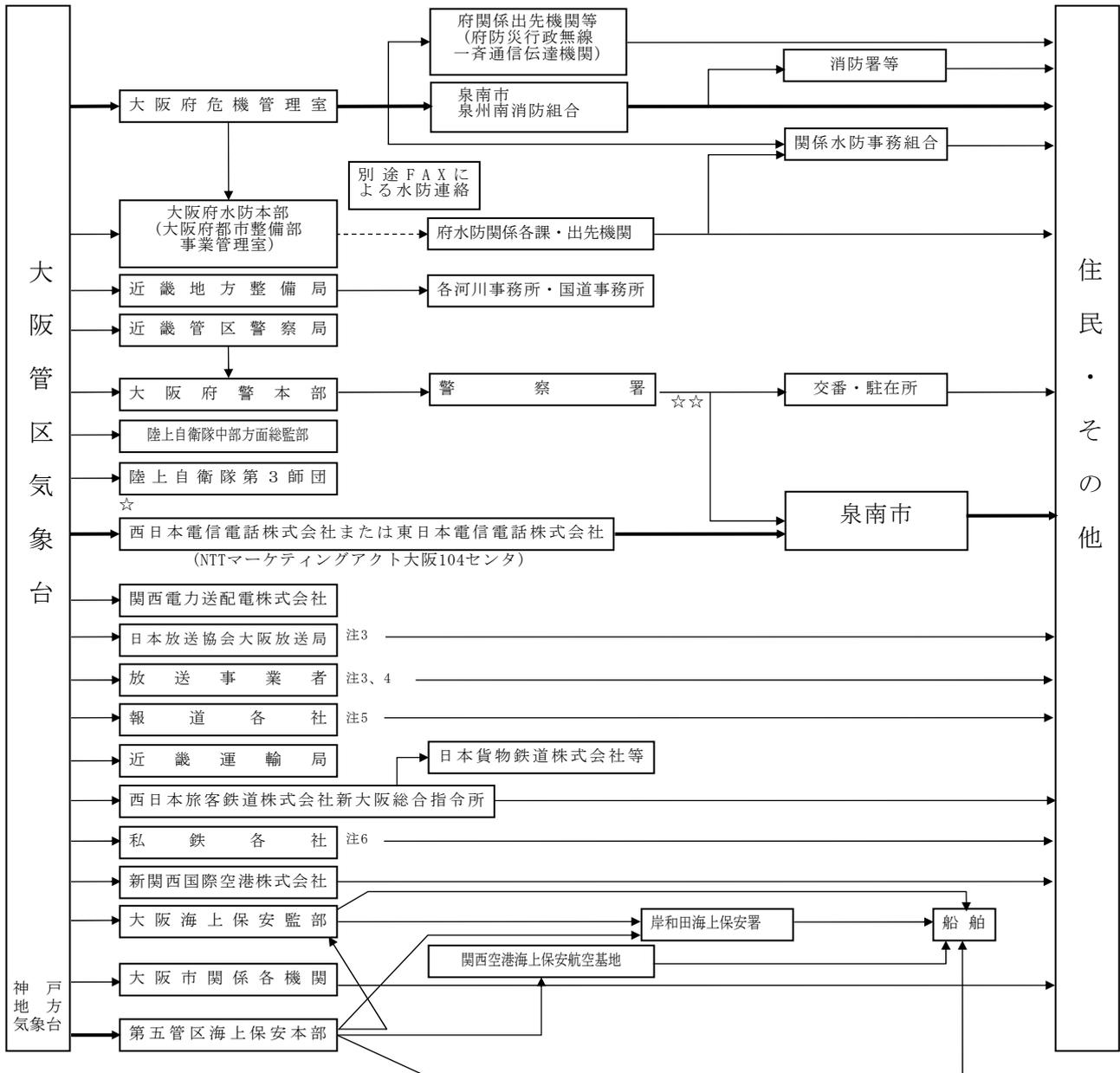
	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2 地震及び津波に関する情報の収集伝達経路

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報（以下、「津波警報、注意報等」という。）の市への伝達経路

大阪管区气象台から発表される津波注意報及び大津波警報等は、次の伝達経路により伝達される。また、情報の送信連絡については、大阪府防災行政無線により行われる。

津波警報、注意報等の関係機関への伝達経路



- (注) 1 太線は、気象業務法（昭和27年法律165号）に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。
 3 ☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
 4 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 5 放送事業者とは、朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪の5社である。

6 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

7 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、大阪高速鉄道株式会社、能勢電鉄株式会社の10社である。

(2) 津波警報・注意報等の収集・伝達及び措置等

ア 本部班は、大津波警報、津波警報、津波注意報を受信したときは、直ちに本部長、副本部長に報告し、津波避難計画に基づき避難対象地域等に対して避難指示を発令するとともに、関係各班に連絡する。

イ 連絡を受けた関係各班は、直ちにその内容に応じた適切な措置（海面監視、防潮扉等の閉鎖等）を講じるとともに、関係先等に伝達する。

ウ 本部班は、大津波警報、津波警報、津波注意報のうち、特に必要とする情報については庁内放送を実施するなど、全職員に周知する。

エ 夜間及び休日における情報の収集は泉州南消防組合又は警備員が行い、津波警報、注意報等については、危機管理課長に報告する。また、泉州南消防組合は、本部班にかわり津波避難計画に基づき必要に応じた措置をとる。

(3) 住民等に対する周知

ア 沿岸の住民、釣り人、観光客、漁船等に対して、防災用広報システム、広報車、サイレン、警鐘等を利用し、又は状況に応じて区・自治会及び自主防災組織等の住民組織と連携して周知を図る。

イ 予想される事態、とるべき措置を併せて周知する。

ウ 周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第2節 津波警戒活動

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、土木・下水道班（道路課、下水道課）、建築班（住宅公園課、都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課）、関係各班、泉州南消防組合、関係機関
------	--

方針

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、泉州南消防組合、泉南警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等

と協力して、避難指示、避難誘導等に必要な措置を講ずる。

計 画

1 震度4以上を観測した時の措置

本市又は隣接市町(泉佐野市、阪南市、田尻町)で震度4以上を観測したときは、速やかに次の措置をとる。

- (1) 大阪管区气象台から何らかの通報が届くまでは、海面状態を監視するなど万全を期する。
- (2) 津波警報、注意報等の入手のため、直ちにテレビ・ラジオを聴取し、情報を取得する。

2 避難対策

(1) 避難指示及び避難誘導

市長(又は本部長)は、震度4以上の地震が観測された場合、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断した場合は次のとおり速やかに避難指示の発令を行い、市民等を高台などの安全な場所に誘導する。

ア 大津波警報又は津波警報が発表されたときは、津波避難計画に基づく避難指示の発令を避難対象地域の住民等に対して行う。

イ 津波注意報が発表されたときは、海岸付近滞在者、釣り人、海水浴客などの観光客や漁業関係者及び臨海部における在泊小型船舶等の乗船者に対して避難指示の発令を行う。

(2) 周知の方法

ア 住民等への周知

沿岸地域住民等への周知は、防災用広報システム、広報車、サイレン、パトカー、警鐘等を利用し、又は状況に応じて区・自治会及び自主防災組織等住民組織と連携して周知を図る。周知にあたって、避難行動要支援者に十分な配慮を行う。

イ 船舶及び漁業関係者並びに海洋レジャー関係者等への周知

五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)は、気象庁から大津波警報等が発表された場合、海岸付近滞在者、釣り人、海水浴客などの観光客、漁船、漁業関係者、臨海部における在泊小型船舶等の乗船者に対して、無線、ラジオ、MICS※(沿岸域情報提供システム)、拡声器等により、周知を図る。

※海上保安庁がプレジャーボート、漁船、船舶運航者、海事関係者、マリンレジャー愛好者に対して海の安全に関する様々な情報を提供するサービスのことであり、パソコン、スマートフォン、携帯電話でアクセス可能。

(3) 消防団及び消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

消防団は津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。泉州南消防組合は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等

を実施する。

- ア 正確な大津波警報等の収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土嚢等による応急浸水対策
- エ 救助・救急

(4) 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

(5) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握を行う。

3 水防活動

市は、津波の来襲が予想されるときは、直ちに水防活動を行う。また、必要に応じて委託した民間事業者により水防活動を行う。

(1) 市

- ア 招集体制の確立
- イ 水防区域、特に海岸、海面等の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡・通報
- ウ 重要箇所等を巡回し異常を発見した時は直ちに迅速な水防作業開始するとともに、府の所轄現地指導班長（岸和田土木事務所長、南大阪湾岸南部流域下水道事務所長、泉州農と緑の総合事務所長）への報告。
- エ 水防に必要な資機材の点検整備
- オ 防潮扉等の遅滞ない操作。防潮扉等の管理者の行う閉鎖作業の応援
- カ 上記アからオは、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で行うこと。

(2) 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- ア 大津波警報、津波警報、津波注意報を入手したとき、放送等により知ったときは、水位の変動を監視し、あくまでも防潮扉管理者、操作担当者等の避難時間を確保した上で、防潮扉等の的確な開閉を行う。
- イ 水位の変動があったときは、その状況、実施した措置等を速やかに災害対策本部及び関係機関等に報告する。

4 水道事業者等の活動

市、府及び大阪広域水道企業団及び府は、連携して、水道・工業用水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。また、津波による河川への塩分遡上に関しては

事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

5 交通対策

- (1) 市、府公安委員会及び泉南警察署は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行う。
- (2) 港湾・漁港管理者（市、府）は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。
- (3) 市、府及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

6 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象（例えば堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など）を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた市長は、必要に応じて大阪管区气象台、府（本庁関係課又は出先機関）及び関係機関に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある異常現象については、住民に周知徹底する。

第3節 発災直後の情報収集伝達

市、府及び関係機関は、災害発生後相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集伝達活動を行う。

第1 情報収集体制

実施担当	<p>(1) 地震・津波情報等 本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）</p> <p>(2) 広域調査 関係機関</p> <p>(3) 調査統轄 本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）</p> <p>(4) 詳細調査 関係各班（課）</p> <p style="text-align: right;">被害程度に応じて各班は相互に応援する。</p>
------	--

方針

災害発生時の災害情報や被害状況の早期把握（調査及び報告）は、的確な災害対策活動を行う上で必要不可欠であり、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

計画

1 情報の統括・報告責任者

災害情報の一元化を図るため、本部班長（危機管理課長）が情報総括責任者となり、災害情報の収集・総括等を行う。また、本部班は、収集した被害情報等のうち必要なものを整理して、応急対策を実施する関係各班（課）（部内）、関係機関（部外）、報道機関等へ連絡する。また、情報の正確さを期すため各機関の情報を相互に交換する。

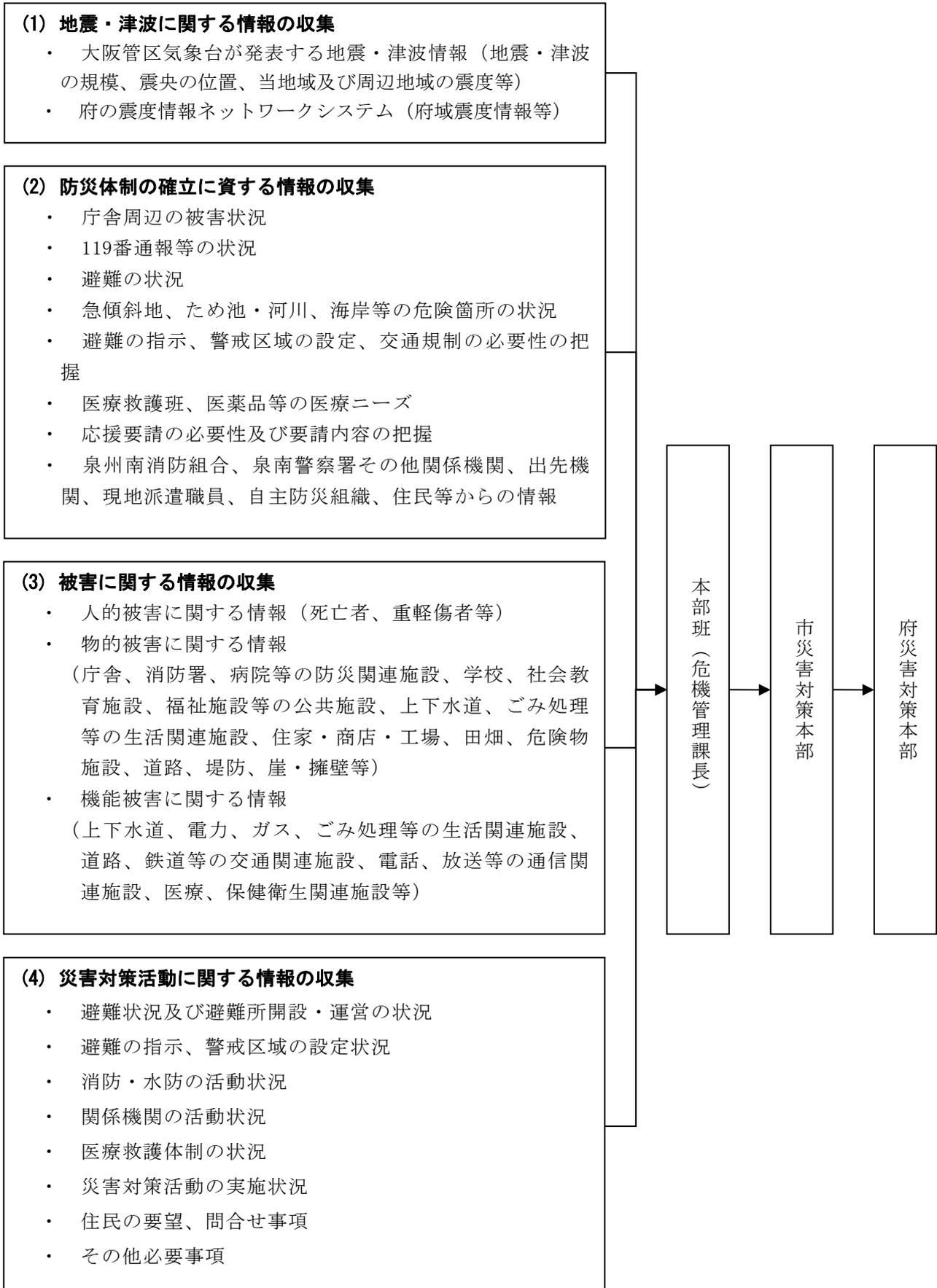
2 初動及び被害に関する情報の把握と伝達経路

災害が発生した時、直ちに防災用広報システムや防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び災害対策活動に必要となる次のような情報の収集と把握に努め、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

また、各種情報等の収集伝達においては、以下の事項に注意する。

- (1) 被害状況等の収集・伝達は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等の迅速かつ正確な収集及び報告を図るため、市又は災害対策本部及び市内の公共的団体並びに関係機関は、常に緊密な連絡を図る。
- (3) 各班の所管事項及び所管の公共的施設の被害状況の調査は、防災基幹施設や利用者のある公共施設のような緊急性のあるものから、調査を行う。
- (4) 市民その他から、災害に関する緊急情報が寄せられたときは、直ちに本部班に報告するとともに関係機関へ連絡する。

初動及び被害に関する情報の把握と伝達経路



3 異常現象の把握と伝達系統

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官、海上保安官等に通報する。

通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

(1) 地震・津波

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動、津波の前兆である海面の急激な変動など

(2) 水害（河川、海岸、ため池等）

堤防の亀裂または欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂または沈下など

(3) 土砂災害

ア 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在など

イ 地すべり

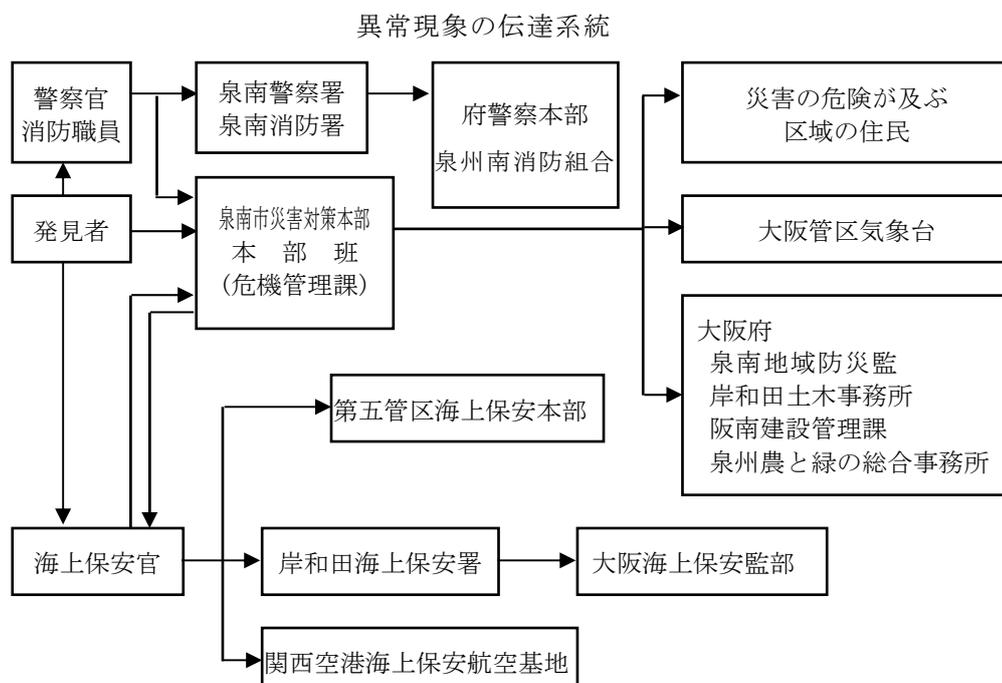
地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の噴き出しなど

ウ がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

エ 山地災害

わき水の量の変化（増加または枯渇）、山の斜面を水が走るなど



4 府及び国への報告

(1) 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。

但し、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、大阪府職員（緊急防災推進員）と連携し、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

火災等に関する報告については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。

但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。

また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

消防庁連絡先		宿直室
NTT回線	03-5253-7526	03-5253-7777
FAX	03-5253-7536	03-5253-7553
府防災無線	9-048-500-7526	9-048-500-7782
FAX	9-048-500-7536	9-048-500-7789

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

(2) 報告の基準

ア 一般基準

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

イ 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を観測したもの。

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(3) 報告要領

災害が発生したときから、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、災害発生直後は「火

災・災害等即報要領」第4号様式（その1）「災害概況即報」、中間報告は「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）「被害状況即報」、最終報告（「災害報告取扱要領」第1号様式「災害確定報告」）等により、府に対して報告を行う。また、土石流、地すべり、急傾斜地等の土砂災害が発生した場合は、前記のほか、岸和田土木事務所に対し土石流、土砂流用災害報告様式、地すべり、急傾斜地災害報告様式により報告を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約・調整を行う。その際、府は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。このとき、市は、府の情報収集に協力する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、府や他の市町村等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて収集した被災現場の画像情報を、災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

第2 通信手段の確保

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 泉州南消防組合、関係機関
------	--

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、それぞれの通信連絡窓口を定め、通信連絡システムを明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る。

災害発生後は、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。なお、府は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。

【資料 1-2-1-1】 関係機関指定電話及び防災行政無線一覧表

計画

1 通信窓口の指定

災害発生時における通信の混乱を避けるため、関係機関は窓口を統一する。

2 通信体制

電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で有線電話が使用できない場合には、防災用広報システムや市保有の各種無線、大阪府防災行政無線、大阪府防災情報システム、又、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線など、関係機関の各種通信施設等を有効に利用して、情報の疎通に支障のないように努める。

有線、無線の使い分けについては、ファクシミリや携帯電話等も含めて、災害時の状況に応じて最も効果的なものを利用する。

(1) 電気通信設備の優先利用

関係機関は応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。市から府への連絡方法は、付表3-2-4のとおりであり、大阪地区非常通信協議会通信経路（市町村系）として定めてある。

(2) 無線通信体制

優先電話の途絶等のため、関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア 市防災行政無線

市役所内の基地局、中継局及び車載・可搬移動局により構成され、災害発生時に、被災現場における被害状況及び応急対策活動の状況連絡等に使用する。また、市役所を親局、避難所等を子局とした防災用広報システムによる相互連絡で各地域での災害情報の収集・伝達等を行う。

イ 大阪府防災行政無線

府と府の出先機関、府内市町村及び関係機関を相互に結ぶ多重無線網であり、これを増強して、災害の予防及び災害復旧対策等における防災関係の情報並びに気象予警報等の収集・伝達に使用する。

ウ 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線とは、市町村、警察、消防、府をはじめとする関係機関が、専用の共通無線電波を利用して、相互に情報交換を行う無線である。

エ その他

携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

3 通信の応急復旧

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第4節 災害広報

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、災害相談班（人権推進課） 泉州南消防組合
------	--

方針

市、府をはじめ関係機関は、相互に協議を調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、広く住民に対し、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

計画

1 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

(1) 発信の目安

① 地震

府域に震度6弱以上を観測した場合

② その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

(2) 発信の内容

ア 自分の身の安全確保

イ 近所での助け合い

ウ むやみな移動の抑制

エ 出勤・通学の抑制

2 災害広報

市及び府は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示など多様な方法により広報活動を実施する。また、市民に混乱が生じないよう広報内容については本部班が一元化を図るとともに、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

3 広報の内容

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて情報の提供を行う。

(1) 発災直後又は二次災害の危険性発生の場合の広報

- ア 地震情報(震度、震源、地震活動等)・津波情報(津波の規模、到達予想時刻等)・気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起
- エ 河川・ため池等の状況
- オ 災害時における市民の心構え
- カ 災害危険箇所等に関する情報
- キ 避難の指示及び避難先の指示等
- ク 避難路、緊急交通路等の駐車車両の撤去
- ケ 土砂災害、ため池決壊等、二次災害の危険の情報
- コ 要配慮者への支援の呼びかけ

(2) その後の広報

- ア 二次被害の危険性
- イ 被害状況とその後の見通し
- ウ 生活関連情報(医療機関、給食・給水・生活必需品等の供与状況、ごみの収集・運搬等)
- エ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- オ 交通規制及び交通機関の運行状況
- カ 安否情報
- キ 義援物資等の取扱い
- ク 被災者のために講じている施策 など

4 広報の方法

(1) 広報手段

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行等
- イ 広報車、ハンドマイク等による現場広報
- ウ 防災用広報システムによる地区広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・チラシの掲示・配布
- オ 区・自治会及び自主防災組織等を通じたの回覧による広報
- カ 新聞・ラジオ・テレビによる広報
- キ 「おおさか防災ネット」の活用
- ク 携帯メールや緊急速報メール
- ケ インターネットやSNSの活用
- コ ケーブルテレビ等への情報提供
- サ 点字・ファクシミリ等多様な手段による視覚障害者、聴覚障害者等に考慮したきめ細かな広報

(2) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による広報

全国瞬時警報システム（J-A L E R T）は、津波警報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国（消防庁）から瞬時に情報が送信され、市内の防災用広報システムを自動起動することにより、住民に緊急情報を直接そして瞬時に伝達できるシステムであり、市内に整備されている防災用広報システムから、次の内容について警報、放送が行われる。

- ア 緊急地震速報（震度4～7）
- イ 大津波警報
- ウ 津波警報
- エ 震度速報（震度4以上）

(3) 災害時の広報体制

- ア 広報責任者による情報の一元化
- イ 広報資料の作成
- ウ 関係機関との連絡調整

5 報道機関との連携

(1) 報道機関への発表

本部班は、災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため本部班において統轄する。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

(2) 緊急警報放送について

ア 避難の指示等で緊急を要する場合に、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるときは、止むを得ない場合を除き原則として市長及び知事から要請することができる。

イ 緊急警報放送を行う報道機関

日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、JCOMウエスト、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）

(3) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(4) 要配慮者に配慮した広報

ア 避難行動要支援者への情報提供

広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

イ 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、株式会社FM802（FM CO. CO. LO）に対し、外国語による緊急放送の要請を行うとともに、その他の放送事業者に対し、外国語放送など適切な対応を要請する。

又、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

ウ 障害者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。

6 広報資料の収集

(1) 各部及び関係機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害現場における現地取材も行う。

(2) 災害写真の撮影

ア 現場に写真撮影員を派遣して、災害・被害写真を直ちに撮影する。

イ 他の機関が撮影した写真の収集にも努める。

ウ 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。

7 関係機関における広報活動

関係機関は、各防災計画に定めるところにより、災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を災害対策本部に通知する。

8 広聴活動

(1) 災害相談班は、災害時における広聴活動を実施する。

(2) 市民からの通報等による重要事項は、直ちに所管の部局又は関係機関に連絡し、必要なものについては、速やかに実施されるよう努める。

(3) 住民からの問合せに対しては、災害発生後速やかに、市役所内に専用電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を設置し対応する。

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 泉州南消防組合、関係機関
------	--

方針

市は、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努めるとともに、泉州南消防組合、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動及び津波の被災により流出した油や危険物等の除去作業を実施する。

【資料 2-1-3-1】 泉州南消防組合警防規程

計画

第1 応急活動

1 消火・防除活動

- (1) 防災関係機関等は、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動及び防除作業を実施する。なお、大量の油や有害液体物質が排出された場合は、大阪海上保安監部、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会と必要事項を協議して情報共有を図るとともに排出油等の防除等の対応にあたる。
- (2) 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

2 救助・救急活動

- (1) 泉南警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）並びに関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第2 相互応援

- 1 市及び泉州南消防組合単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬

送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。また、府は、被害の拡大に府域市町村だけで対処できないと認めるときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請するなど、必要な総合調整を行う。

- 2 市は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。
- 3 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）に応援を要請する。

第3 各機関による連絡調整所の設置

市、泉州南消防組合、府、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第4 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。

また、泉州南消防組合、泉南警察署など関係機関との連携を図る。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

実施担当	医療班（保健推進課）、泉州南消防組合、関係機関
-------------	-------------------------

方針

市、府、泉州南消防組合及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

【付表 2-1-4-1】 大阪府内災害医療機関一覧表

【付表 2-1-4-2】 市内医療機関一覧表

計 画

第1 現地医療体制

1 医療救護活動に関する府の組織体制

(1) 災害医療本部（本部長：健康医療部長）

医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。

(2) DMAT調整本部

DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。

(3) DMAT・SCU本部

航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT調整本部の下に設置する。

(4) 保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）

管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。

2 医療救護活動に関する市の体制

本部長が主体となり、保健所保健医療調整本部と連携し、市災害医療センターである大阪府済生会新泉南病院、災害医療協力病院である泉南大阪晴愛病院、晴心会野上病院及び泉佐野泉南医師会等において応急的な医療・助産が実施されるよう調整を行う。

3 医療情報の収集・提供活動

泉佐野泉南医師会等の協力により、人的被害・医療機関被害状況及び被害地区の医療ニーズを速やかに把握し、速やかに府へ報告するとともに、市民にも医療機関情報を提供する。

4 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

ア 市は、災害発生後、直ちに泉佐野泉南医師会等に医療救護班の編成を要請し、医療救護活動を実施する。

イ 班編成は、医師1名、保健師2名、看護師2名、連絡員2名の7名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増員する。

ウ 医療救護班編成のための参集場所は、市災害医療センター大阪府済生会新泉南病院とする。ただし、本部が参集場所を指示したときは、それに従う。

エ 医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資機材等を携行する。

オ 市単独では十分対応できない程度の災害が発生した場合は、府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。ただし、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

ア 市等は、災害現場付近に応急救護所を設置・運営するとともに、避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

イ 医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

(4) 医療救護班の受入れ・調整

医療班（保健推進課）は、保健センターに医療救護班の受入れ窓口を設置し、府（保健所）の支援・協力のもと応急救護所の配置調整を行う。

5 現地医療活動

(1) 救護所における現場医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽傷患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療科等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理及び保健師等による巡回健康相談

カ 死亡の確認

キ その他状況に応じた処置

第2 後方医療対策

1 後方医療の確保

府は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等をもとに、被災を免れた府内全域の災害医療機関で患者の受け入れ病床を確保する。さらに必要に応じて、他府県等にも患者

の受入病床の確保を要請する。

また、府は確保した受入病床の情報を速やかに市及び泉州南消防組合等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重傷度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

(ア) 患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市が搬送車両を確保する。

(イ) 市において搬送車両が確保できないときは近隣市町、協定市町村及び府に救急車又は搬送車及び要員の要請を行う。

イ 航空機搬送

市においてヘリコプター等による搬送が必要と認めるときは、府に要請する。この場合、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期するとともに、関係機関と緊密な連携を図る。

府は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

府は、所有する船舶あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

(3) 広域医療搬送

府は、空港等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

(ア) 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供

- (イ) 医療救護班の受け入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- (ウ) 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- (エ) 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター

大阪府済生会新泉南病院を市災害医療センターとし、次の活動を行う。

- ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第3 医薬品等の確保・供給活動

市は、泉南薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

第4 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定医療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

実施担当	避難班（教育総務課、生涯学習課、文化振興課）、本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、教育班（指導課、人権国際教育課、生涯学習課）、災害相談班（人権推進課）、関係各班 泉州南消防組合、関係機関 警戒区域の設定：関係機関
-------------	--

方針

市、泉州南消防組合及び関係機関は、災害から住民の安全を確保するため、相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。避難誘導の際は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿って避難行動要支援者に配慮した避難支援に努める。

計画

第1 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

市は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、避難指示等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、避難指示等に関する事項について、助言を求めることとする。助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

また、ちゅうちょなく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

これら避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

1 避難指示等発令時の状況と市民に求める行動

避難情報と居住者等のとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁が発表）	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁が発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒） ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険）※1 ・高潮警報・高潮特別警報
警戒レベル5	命の危険直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保（市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・高潮氾濫発生情報

2 避難指示等

種別	指示等を行う要件	指示等を行う者	根拠法規
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示等を行う。	市長	災害対策基本法 第60条
	市が事務の全部又は大分を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一を市長代わって行う。	知事	
	(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は消防署長	消防法（昭和23年法律第186号） 第23条の2
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条
洪水によって著しい危険が切迫ると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法（昭和24年法律第193号） 第29条	

種別	指示等を行う要件	指示等を行う者	根拠法規
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫ると認められる場合は、必要と認めら区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 第25条

(1) 地震発生時の避難指示等の基準

- ア 地震が発生し、火災や家屋の倒壊やそれらの危険のため避難の必要が生じたとき。
- イ 地震が発生し、河川及びため池の決壊や土砂災害による危険が切迫しているとき。
- ウ 地震が発生し、危険物の漏洩、火災、爆発等のおそれがあるとき。
- エ その他住民の生命又は身体及び財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 津波災害時の避難指示の基準等

- ア 津波災害の場合は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」、「緊急安全確保」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
- イ 津波注意報が発表された場合は、海岸付近滞在者に対して、また、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、本市津波避難計画に基づく避難対象地域の住民等に対して避難指示を発令する。

3 避難指示等の発令・伝達

(1) 高齢者等避難

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

伝達内容	ア. 指示者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	<pre> graph TD A[気象庁 大阪管区気象台] --> B[大阪府] A --> C[消防庁] B --> D[泉南市(災害対策本部)] C --> D D --> E[テレビ・ラジオ・インターネット] D --> F[広報車] D --> G[エリアメール・緊急速報メール・防災情報メール] D --> H[J-ALERT 防災用広報システム (屋外スピーカー)] E --> I[住民及び海岸付近滞在者(海水浴客・釣り客・沿岸部周辺事業者など)] F --> I G --> I H --> I </pre>
伝達文例	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から高齢者等避難が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるため、直ちに避難の準備を始めて下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難を開始してください。</p> <p>(避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>

(2) 避難指示

伝達内容	ア. 指示者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	高齢者等避難と同じ
伝達文例	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。</p> <p>なお、〇〇付近は(川のはん濫、道路の冠水、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、等)により危険なため、近づかないように避難してください。</p> <p>(避難先、その他注意事項を続ける。)</p>

(3) 緊急安全確保

伝達内容	ア. 指示者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路
------	---

	オ. 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	高齢者等避難と同じ
伝達文例	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から緊急安全確保が出されました。</p> <p>〇〇のため、大変危険な状況です。〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。</p> <p>なお、〇〇付近は（川のはん濫、道路の冠水、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、等）により危険なため、近づかないように避難してください。（避難先、その他注意事項を続ける。）</p>

4 市民への周知

市長等は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、市及び府、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第2 避難者の誘導

市は、住民の避難誘導に際し、泉南警察署、泉州南消防組合、消防団、施設管理者、区・自治会、自主防災組織等の住民組織等と連携し、組織的な避難誘導に努める。

1 避難誘導

(1) 避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際しては、泉南警察署、泉州南消防組合、消防団、施設管理者、区・自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携し、また、府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。また、自主防災組織等関係団体の協力を得て、組織的な避難誘導に努める。

(2) 避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿に基づき、民生委員・児童委員や自主防災組織を中心に地域団体等と連携しながら、速やかに避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行うとともに、被災状況を把握する。また、被災により援護の必要な避難行動要支援者の迅速な発見、保護に努める。

(3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

(4) 地震による家屋や塀、石垣等の倒壊のため、道路交通が遮断されることもあり、倒壊事故による障害が生じない道路を選定するよう努める。

(5) 火災等が発生した場合の誘導は、火災発生の場所、風向等を把握し、避難者が安全かつ速や

かに避難できるよう努める。

2 学校園、病院等における避難対策

学校、幼稚園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、平常時から市、泉州南消防組合及び泉南警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

3 避難路の確保

市、府及び道路管理者は、泉南警察署、関係団体と連携し、住民の安全のため避難路の確保に努める。

4 広域避難

(1) 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があつた場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあつた場合は適切な助言を行う。

5 警戒区域の設定

(1) 住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときには、次のとおり警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

なお、警戒区域の設定については、泉南警察署等関係機関と連絡調整を図るものとし、実際に警戒区域を設定した場合には、警戒区域の表示を行うなど避難等に支障のないように処置する。

ア 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件(内容)	根拠法令
市長	災害全般	住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	市長(権限の委託を受けた市の職員を含む)が現場にいないとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防団長 消防団員 若しくは 消防機関 に属する者	洪水・高潮	水防上緊急の必要がある場所	水防法第21条

イ 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、泉南警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

実施担当	避難班(教育総務課、生涯学習課、文化振興課)、本部班(危機管理課、政策推進課、秘書広報課)、災害相談班(人権推進課)、関係機関
-------------	---

方針

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料等の提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

【付表 2-1-6-4】 指定避難所一覧表

【付表 2-1-6-5】 準指定避難所一覧表

計 画

第1 指定避難所の開設

災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

1 指定避難所の開設

(1) 市長（本部長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設管理者に連絡する。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 避難班は、避難所の開設にあたって、避難所の運営と被災者の収容にあたるため、あらかじめ指名している避難所責任者等を派遣する。

(3) 避難所責任者は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(4) 教育施設を避難所として開設する場合は、基本的に体育館等を受入れ施設とする。

(5) 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を知事及び泉南警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

ア 開設の日時、場所

イ 箇所数及び受入れ人員

ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険区域名、又は土石流危険渓流名等災害危険区域名）

(6) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、受入れ期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。

あわせて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

2 指定避難所の受入れ対象者

- (1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- (2) 現に被害を受けた人、又は被害を受けるおそれがある者
- (3) 避難指示等が発せられた場合、又は避難指示等は発せられていないが、緊急に避難する必要がある者
- (4) その他、避難が必要と認められる者

第2 指定避難所の管理、運営の留意点

1 避難者の受入れ

- (1) 避難所責任者は、避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受入れる。
- (2) 避難所責任者は、避難者の受入れをしたときは、直ちに受入れ者避難者名簿を作成し、災害対策本部に報告する。
- (3) 避難所責任者は、被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れに余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所にこれを受入れる。
- (4) 市は、避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保に努める。

2 指定避難所の管理、運営

- (1) 避難所責任者は、施設管理者、警察官等の協力を得て、避難所の適切な運営管理を行い、その生活環境を常に良好なものとなるように努める。
- (2) 避難所責任者は、避難者に関わる情報を把握する。
- (3) 避難所責任者は、避難所開設日誌により受入れや運営状況を災害対策本部に報告する。
- (4) 避難所責任者は、特に高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、情報の伝達、健康状態等避難所での生活環境等に十分配慮する。また、必要に応じ、福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、原則として本部を通して、関係部署、福祉事業者、ボランティア団体等に要請する。
- (5) 教育施設を避難所とする場合は、教育の妨げとならないよう配慮する。
- (6) 避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災用広報システム等により直ちに災害対策本部に報告する。
 - ア 被災者の受入れを開始したとき。
 - イ 受入れ者全員が退出又は転出したとき。
 - ウ 受入れ者が死亡したとき。
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき。

- オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- (7) 避難所責任者は、自宅又は縁故先に復帰しうる避難者については、速やかに復帰させる。
- (8) 市は、避難所の運営について区・自治会及び自主防災組織等関係団体の協力を得て、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の避難所運営マニュアル作成指針を踏まえ、市が作成する避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。
- ア 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府への報告を行う。
- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。
- オ 避難行動要支援者への配慮
- カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医療救護班による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに、必要な措置の実施。
- キ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ク 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- ケ 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
- (10) 女性や子育て家庭のニーズに配慮した次の事項に留意した避難所の運営に努める。
- ア 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
- イ 生理用品、女性用下着の女性による配布
- ウ 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保
- (11) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (12) 各指定避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (13) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所への設置及び照明を増設する。性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

- (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (16) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

第3 相談窓口の設置

1 相談窓口の設置と連絡調整

市は、避難所、福祉避難所等に相談窓口を設けて被災者に必要な情報を提供し、被災者等の相談に応じて必要な措置を行うとともに、他機関に対する要望等を速やかに当該機関等に連絡し、適切な措置が講じられるよう連絡調整に努める。

2 相談業務の内容

- (1) 家族等の消息に関すること。
- (2) 保健・衛生・医療等に関すること。
- (3) 避難生活、応急仮設住宅等に関すること。
- (4) 避難行動要支援者に関すること。
- (5) その他問合せ事項に関すること。

第4 避難所の閉鎖等

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるなどの必要な措置をとる。

本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難なものがある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第5 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

第3節 避難行動要支援者への支援

実施担当	福祉班（長寿社会推進課、障害福祉課）、本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、関係各班
-------------	--

方針

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスを提供するための体制の確保を行う。

また、市は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の派遣を要請する。

【付表 2-1-6-7】 福祉避難所一覧表

計画

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

ア 市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、民生委員・児童委員をはじめ、区や自治会、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

イ 市及び府は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。
- (2) 市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス傷害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、避難所等では生活が困難な避難行動要支援者等については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。その際には、社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行う。

(1) 福祉避難所

- ア 市は、災害発生時において、避難行動要支援者の二次的な避難又は、避難受入れが必要な場合は、あらかじめ協定締結により福祉避難所として指定した社会福祉施設等を開設する。
- イ 市は、指定した福祉避難所において受入れが不足する場合は、他の社会福祉施設管理者に協力を依頼し、これを福祉避難所として開設し、避難行動要支援者の二次的な避難若しくは受入れに努める。
- ウ 市は、避難行動要支援者の二次的な避難、避難受入れが困難な場合は、府、近隣市町等に協力を要請する。
- エ 避難受入れにあたっては、避難行動要支援者の意思を尊重し、かつプライバシーの保護に留意し、これを行う。

第3 広域支援体制の確立

府は、市を通じて避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に対し介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4節 広域一時滞在

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、避難班（教育総務課、生涯学習課、文化振興課）、関係機関
-------------	--

方針

市は、府等と連携し広域避難及び受入れ等を円滑に実施する。

計画

- 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、府内市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 府は、市から他の都道府県への広域避難の協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- 市は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府を通じて、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の移送を要請する。
- 避難者の他地区への受入れと移送を依頼した場合、避難所責任者を移送先市町村へ派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 市長は、府内市町村から被災住民の受入れの協議を求められた場合、また、府を通じて他の都道府県の被災住民の受入れの協議を受けた場合、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し下記施設を提供する。

施設名	所在地	電話	備考
市民体育館	樽井2-26-1	072-482-1000	

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制等の計画

実施担当	土木・下水道班（道路課、下水道課）、関係機関
------	------------------------

方針

市、府をはじめ関係機関は、救助・救急、水防、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

泉南警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

【付表 2-1-5-1】 緊急交通路一覧表

計画

第1 陸上輸送

1 交通規制の実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したときあるいは通報によりこれを認知したときは、次表の区分により、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止又は制限を行うが、その場合は道路管理者及び泉南警察署は密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号） 第46条第1項

	実施責任者	範囲	根拠法
警察等	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号） 第4条第1項
警察等	泉南警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項、 第4項

2 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、府、泉南警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路「重点14路線」である国道26号、大阪和泉泉南線及び阪和自動車道に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、泉南警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

(2) 緊急交通路の指定に係る通行規制等の各関係機関の役割

泉南警察署は、災害応急対策を迅速かつ的確に行うため、前記重点14路線以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、府、泉南警察署及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

ア 市、府、道路管理者

(ア) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、異常を発見した場合には府及び泉南警察署に連絡する。

(イ) 通行規制

道路の破損、欠陥等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、泉南警察署と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

また、府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ウ) 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、泉南警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

イ 泉南警察署

(ア) 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

(イ) 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

(4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するために必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両等及び消防用緊急通行車両のため、同様の措置を講じる。

(5) 交通規制の実施要領

ア 道路種別

(ア) 市道の場合

市長は、必要な交通規制と迂回路の選定を行う。

(イ) 市道以外の場合

管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合できる限り速やかに道路管理者又は泉南警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

- ① 泉南警察署への通報（道路交通法第6条による規制の実施）
- ② 災害対策基本法第60条による避難の指示
- ③ 災害対策基本法第63条による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

イ 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

ウ 交通規制の標識等の設置

泉南警察署及び道路管理者は、道路交通規制を行った場合は、各法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。

ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導するなどの措置を講じる。

エ 車両等に対する措置

(ア) 交通規制点においては、パトロールカー等を重点的に配備するとともに、ロープ、柵等を使用して規制する。

(イ) 通行禁止等が行われた場合、通行禁止等の対象とされる車両については、速やかに区域外又は道路の区間以外若しくは道路以外の場所へ移動させる。ただし、これが困難な場合は、できる限り道路の左側に沿って駐車させるなど、緊急通行車両の障害とならないように駐車させる。

オ 市民等への広報等

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて通行車両、歩行者、市民等に広報を行うとともに、関係機関に報告する。また、広報、報告にあたっては、次の事項を明示する。

- (ア) 禁止制限の種別と対象
- (イ) 規制する区域又は区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由
- (オ) 迂回路その他の状況

3 緊急交通路の周知

市、府、泉南警察署、道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交

通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、住民への周知を行う。

4 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府及び府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等であることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者及び港湾管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 緊急通行車両の確認

ア 対象車両

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両とする。

イ 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに公安委員会（泉南警察署）に緊急通行車両の確認を行う。

ウ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を府又は公安委員会に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

(2) 緊急車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の確認を受けた場合は、府又は公安委員会から証明書・標章を交付されるため、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けて活動を実施する。

5 輸送基地の確保

(1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

(2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

1 輸送基地・輸送手段の確保

- (1) 海上輸送基地に選定された港湾及び漁港の管理者は、港内及びその周辺の被害状況や港湾等の施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 港湾及び漁港管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- (3) 市及び府は、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、必要に応じて緊急輸送活動を行う。

第3 航空輸送

1 輸送基地・輸送手段の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を把握し、府に報告する。
- (2) 市及び府は、大阪市消防局、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。
- (3) 市及び府は、大阪市消防局、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、自衛隊、大阪航空局、新関西国際空港株式会社の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持・復旧

実施担当	土木・下水道班（道路課、下水道課）、農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 関係機関
------	--

方針

鉄軌道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

計画

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 地震・津波の場合は、予め定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、泉南警察署等に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

- ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報を行う。

(3) 港湾施設、漁港施設（市、府）

- ア 港湾施設、漁港施設に被害が生じたときは、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等に通報し、出動の要請を行う。
- ウ 利用者の混乱を防止するため、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報を行う。

(2) 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。

エ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報を行う。

(3) 港湾施設、漁港施設（市、府）

ア 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。

イ 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。

ウ 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報を行う。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

実施担当	土木・下水道班（道路課、下水道課）、農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 泉州南消防組合、関係機関
------	--

方針

市は、府、泉州南消防組合及び関係機関と連携し、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

計画

第1 公共土木施設等（※）

（※）：河川施設、砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋梁など道路施設など

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

2 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所については、市は必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請し、府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

3 橋梁など道路施設

道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。

また、復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

4 避難及び立入制限

市、府及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

市及び関係機関は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

実施担当	建築班（住宅公園課、都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課）、教育班（指導課、人権国際教育課、生涯学習課） 泉州南消防組合、関係機関
-------------	--

方針

市及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。また、必要に応じて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条に規定する第一次建築制限を行う。

【付表 2-3-1-5】 文化財一覧表

【付表 2-3-7-1】 危険物等保有施設一覧表

【付表 2-3-8-1】 防火管理者選任状況及び5階以上の対象物数

計 画

第1 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、第一次建築制限の対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

市及び関係機関は、消防法で規定された危険物の他、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質による火災、爆発、漏洩拡散等の被害を最小限にとどめ、又は二次災害の未然防止のために、応急対策活動等の必要な措置を行う。

震災時には、危険物施設等の破損による被害拡大の危険性が大きいので、特に迅速な対応が必要である。

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発など二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。関係機関は、必要に応じて、立入検査を行う。

2 避難及び立入禁止

危険物等施設の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 文化財の応急措置

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果は教育班を經由して府教育委員会に報告する。府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、教育班を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第3節 ライフラインの確保

実施担当	土木・下水道班（道路課、下水道課） 関係機関
------	---------------------------

方針

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

計画

第1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。
- (2) 水道事業者、大阪広域水道企業団、関西電力株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、府に報告する。

第2 上水道（大阪広域水道企業団）

1 応急措置

大阪広域水道企業団は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて市及び泉州南消防組合、泉南警察署に通報し、付近住民に周知する。

2 応急給水

- (1) 大阪広域水道企業団は、府域で震度5弱以上の震度を観測した場合やその他の災害により必

要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

- (2) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (3) 被害状況に応じて、医療機関、避難所等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (4) 上水道施設の損壊状況等によっては、大阪広域水道震災対策中央本部に応援を要請する。

3 応急配管及び臨時共用栓の設置等

- (1) 配水管の被害が著しく、復旧が困難な地域については、路上、又は浅い土かぶりによる応急配管を行い、適当な箇所に共用栓を設置する。
- (2) 給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地域に対しては、臨時の共用栓を設置する。

4 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、ウェブサイト上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

第3 下水道（市・府）

1 応急措置

- (1) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、泉州南消防組合及び泉南警察署に通報し、付近住民に周知する。

2 応急対策

- (1) 被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。

第4 電力（関西電力送配電株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生する恐れがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、府、泉州南消防組合及び泉州警察署に通報し、付近住民に周知する。

2 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び関係機関へ通報し、付近住民に周知する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報の広報を行う。

- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第6 LPガス（一般財団法人大阪府LPガス協会）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生する恐れがある場合は、「大地震における応急対策要綱」に基づき、府及び関係機関へ通報し、付近住民に周知する。

2 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。
- (4) 被害状況によっては、協会本部に応急対策要員の応援を要請し、迅速に適切な措置を行う。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報の広報を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報を行う。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第7 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第8 放送事業者における対応（日本放送協会、民間放送事業者）

放送事業者は、放送体制の確保に努め、非常放送を実施するとともに、施設の応急復旧を進める。また、災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第4節 農林水産関係応急対策

実施担当	農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 関係機関
------	----------------------------------

方針

市、府及び関係機関は、農林水産業に関する応急対策を講ずる。

計画

1 農業用施設

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急

措置を講ずる。

2 漁港施設

市、府は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を講ずる。

3 農作物

(1) 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

(2) 主要農作物種子の確保、あっせん

市は府に対して、大阪府種子協会を通じて水稲、小麦、大豆の種子の確保を求める。また、必要に応じ、府に対して、災害応急種子もみの確保を求める。

(3) 園芸種子の確保、あっせん

市は府に対して、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんを求める。

(4) 病害虫の防除

市は府に協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

4 畜産

市は、家畜関係団体及び府の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行うとともに、伝染病の発生等については、速やかに府に必要な伝染病対策を実施する。

5 林産物

市は、森林組合等及び府の協力を得て、倒木に対する措置等の技術指導を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 被災生活支援体制等

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）、災害相談班（人権推進課）
------	-------------------------------------

方針

市は府と連携し、被災生活の長期化への対応が可能なオペレーション体制の整備を図るとともに、被災者の安否や被害状況等について住民等から照会があったときは、個人情報等の管理を徹底しながら可能な限り情報発信を行うよう努める。

計画

1 オペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

2 住民等からの問い合わせ対応

市及び府は、必要に応じ、災害発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(1) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(2) 個人情報の管理の徹底

被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が

含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2節 災害救助法の適用

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課）
------	------------------------

方針

市が自ら実施する災害応急処理のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を要請し、法によって実施する。

【資料 3-7-2-1】 被害状況等報告基準

【資料 3-7-2-2】 災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲

計画

1 災害救助法の適用

(1) 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合、又は知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。なお、救急救助活動を行うため、委任を受けている事項は下記アからケのとおりである。

(2) 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

ア 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 学用品の給与

キ 埋葬

ク 死体の捜索及び処理

ケ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼ

しているものの除去

また、災害の様態に応じてその都度委任することがある事項は、下記コからシのとおりである。

- コ 災害にかかった住宅の応急修理
- サ 応急仮設住宅の供与
- シ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

(3) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第 225号）第1条に定めるところによるが、本市の場合は、次のいずれかに該当する災害の場合である。

- ア 本市域内において、80世帯以上の住家が滅失したとき。
- イ 府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、本市の区域内の住家滅失世帯数が、40世帯以上であること。
- ウ 府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする厚生省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、厚生省令で定める基準に該当したこと。

(4) 住家滅失世帯数の算定基準

- ア 全壊（全焼）、流失世帯は1世帯とする。
- イ 半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

(5) 災害救助法の適用手続

- ア 市長は、本市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

(6) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第3節 緊急物資の供給

実施担当	農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局）、食料班（市民課）、福祉班（長寿社会推進課、障害福祉課）、学校給食班（教育総務課<学校給食センター>）
-------------	---

方針

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食料・燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を十分考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いについても配慮する。

また、市における備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、府を通じて、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することもできる。また、府は、被災市町村において備蓄物資等が不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるときは、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

【資料 3-7-2-2】 災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲

【資料 3-7-3-1】 災害救助法適用時における大阪府の食料緊急引渡の基準抜粋

【資料 3-7-3-2】 災害応急食料の引渡し手続き

【付表 2-1-7-1】 給水搬送拠点一覧表

【付表 2-1-7-2】 水道あんしん給水栓一覧表〔泉南市内〕

【付表 2-1-7-3】 物資集積地の概要

【付表 2-1-7-4】 府災害用備蓄物資一覧表

【付表 2-1-7-5】 府内の食料及び生活必需品等調達取扱業者一覧表

計画

第1 給水活動

市は、府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、府域で震度5弱以上を観測した場合には、府は、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。その際、市は、その設置に協力する。

1 給水方法等

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。なお、災害発生後3日間は、1人1日3リットルを目標とし、それ以降は順次供給量の増加に努める。

(1) 受水池、配水池等の給水拠点での給水の実施

(2) 給水車・トラック等による給水の実施

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い配水池等から給水タンク車等で給水拠点となる避難所等に搬送、給水する。

(3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施

(4) 給水用資機材の調達

給水車、給水タンク、非常用給水袋、非常用浄水器、運搬車等の確保・調達に努める。

(5) 住民への給水活動に関する情報の提供

給水については、具体的な時間や場所、その計画について防災用広報システムや広報車等により住民に周知する。

(6) 非常用給水袋・缶詰水等の配布

(7) 給水順位の優先

給水は、緊急性の高い医療機関や救護所、避難所、社会福祉施設等を優先的に行う。

2 応援要請

市のみでは、飲料水の確保、給水活動が困難なときは、大阪広域水道震災対策中央本部等へ応援を要請する。

3 給水計画

地震発生後の時間経過により概ね下記のとおり対応する。

	市民	市
① 地震発生後 24時間程度まで	<ul style="list-style-type: none"> 原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（1日1人当たり3リットルを目安に備蓄） 	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 給水場所の設置 給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） 府等への応援依頼

	市民	市
② 地震発生後 3日目程度まで	上記①に加え ・ 応急給水により飲料水等を確保 ・ 災害時登録井戸の活用（近隣家庭への協力）	上記①に加え ・ 各給水場所等において飲料水・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・ 非常用浄水器による給水場所を設営し、給水を実施 ・ 給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報
③ 地震発生後 4日目以降	上記②に加え ・ 応急給水活動に協力 ・ 1人1日当たり20ℓを目標	上記②に加え ・ 地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水

第2 食料・生活必需品の供給

市、府及び関係機関は、迅速かつ円滑に食料及び生活必需品を供給する。

1 市・府及び関係機関の役割

(1) 市の役割

市は、発災時においては必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局大阪地域センター、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- ア 避難所ごとの必要量算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達

(2) 府の役割

府は市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- ア 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定締結している物資の調達
- エ 市町村間の応援措置について指示
- オ 農林水産省、近畿農政局大阪地域センター、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- カ 不足する場合は、関西広域連合に要請
- キ 応援物資等を、輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市の集積地まで輸送

(3) 関係機関の役割

下記の関係機関は、市からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- ア 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ 近畿農政局大阪地域センター
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡・調整
- ウ 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- エ 近畿経済産業局
生活必需品等の調整に関する情報の収集及び伝達
- オ 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

2 食料の供給

市は、被災者及び災害応急従事者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護する。

(1) 食料の調達

市は、市で備蓄する食糧の他、あらかじめ市内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、市単独で必要数量を調達できないときは、府及び関係機関に要請して府等の備蓄食料の放出を受ける。

(2) 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者・障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(3) 供給場所

被災者に対する食料供給については、区・自治会及び自主防災組織等の協力を得て、避難所等の適当な場所で実施する。

(4) 炊き出しによる供給

ア 要員の確保

食料班、学校給食班のみでは炊き出しに不足をきたす場合は、他の市職員や給食調理員をあてるが、必要に応じて本部班と協議の上、避難者、区・自治会及び自主防災組織、民間協力団体（泉南市社会福祉協議会、泉南市婦人団体協議会等）、ボランティア等の協力を得る。

イ 炊き出しの施設（場所）

小中学校、保育所、公民館及び学校給食センター等の公共施設を利用するほか、災害の状況等に応じて避難所、救護所等近くの適切な施設を利用する。

ウ 炊き出し時の留意事項

- (ア) 炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
- (イ) 責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。

- (ウ) 食料の供給にあたっては、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施し、配分漏れや重複のないよう注意する。

エ 食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

- (ア) 炊き出し施設には、食料、飲料水、必要な器具及び容器を十分に供給する。
- (イ) 炊き出しの場所には、洗浄施設及び器具類の消毒ができる施設を設ける。
- (ウ) 食品は、衛生上、はえ等の害虫の駆除に十分留意する。
- (エ) 使用原材料の仕入れ及び保管には、十分注意する。

(5) 食料供給計画

食料の供給は、地震発生後の時間経過により概ね下記のとおり対応する。

	市民	市
① 地震発生後 24時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食糧で対応	・被災状況・住民避難状況等の把握 ・備蓄食糧の供出 ・食料班の編成 ・府に備蓄食料の払い出しを要請
② 地震発生後 3日目程度まで	上記①に加え ・市からの供給により食料を確保	上記①に加え ・食料供給場所の設置（避難所等） ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給
③ 地震発生後 4日目以降	上記②に加え ・可能な範囲で炊事調理を実施	上記②に加え ・市外から輸送された食料を避難所等に輸送 ・供給・炊き出しの実施

3 生活必需品の供給

市は、災害時において、被災者に対して毛布、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努める。

(1) 調達方法

市は、市で備蓄している生活必需品の他あらかじめ市内の関係業者の協力を得て、協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、知事に対し物資の調達あっせんを依頼する。

(2) 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、福祉班が被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで、民間協力団体及び市内業者の協力のもとに実施し、被災者に対して不安の内容に迅速に対処する。

ア 生活必需品等の範囲

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 被服（肌着等）
- (ウ) 炊事道具（鍋、炊飯器、庖丁等）
- (エ) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (オ) 保育用品（ほ乳びん等）
- (カ) 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- (キ) 日用品（せっけん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- (ク) 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

(3) 避難所等に対する救援物資の輸送

市は、市備蓄拠点に備蓄している救援物資、又は、市物資輸送拠点に配送された救援物資等を仕分し、各避難所等必要な場所へ配送し、被災者に配付する。

第4節 住宅の応急確保

実施担当	土木・下水道班（道路課、下水道課）、建築班（住宅公園課、都市政策課、審査指導課、広域まちづくり課）、関係各班
------	--

方針

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

計画

第1 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住居の居室、炊事場及び便所等、必要最小限の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

市は、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。また、必要に応じ、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請を行う。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、府からの委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急仮設住宅を建設し、供与する。

- 1 建設型応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- 2 府と協力し、集会施設等、生活環境の整備を促進する。
- 3 入居者に建設型応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 4 高齢者、障害者等に配慮した建設型応急仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、入居者の選定にあたっては、生活条件を考慮し、特に高齢者、障害者等に十分配慮して、生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い者から順に選定し、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

市及び府は、建設型応急仮設住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 市及び府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第5節 応急教育

実施担当	教育班（指導課、人権国際教育課）、学校給食班（教育総務課＜学校給食センター＞）、保育班（保育子ども課、家庭支援課） 関係機関
------	---

方針

府教育委員会及び市教育委員会は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

計画

第1 教育施設の応急整備

府教育委員会及び市教育委員会は、被害を受けた公立学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校長等

学校長、園長は、教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 校舎が避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

ア 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難

所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ 災害により被害を受けた小中学校等の施設、設備については、学校長等の報告により市教育委員会が調査の上、速やかに応急復旧工事を実施する。

(3) 府教育委員会、市教育委員会

府教育委員会及び市教育委員会は、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。また、府教育委員会は、必要に応じ、国及び他府県教育委員会に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請するとともに、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校長及び市教育委員会に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、必要な措置を講ずる。

2 学校長の措置

(1) 災害時発生直後

ア 学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

イ 学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況に応じた対応を速やかに実施する。

ウ 応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底する。

(2) 初動期

ア 正常な授業再開に際しての保健衛生上の障害処理については、府教育委員会及び市教育委員会より指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備について、学校長は関係機関の協力等により処置する。

イ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会へ連絡の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に家族に連絡する。

(3) 児童生徒等の保護

ア 保護の内容

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、市教育委員会又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休業等の措置を行うなど、臨機の措置をとる。

(ア) 登校前に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、教育長若しくは学校長の判断により休校等の措置をとる。この場合、直ちに広報車、電話その他確実な方法により各児童生徒に徹底させる。

(イ) 授業開始後の場合は、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際は、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教職員が地区別に付き添う。

ただし、家族が不在の者又は住居地域に被害が発生するおそれのある者は、学校等において保護する。

(ウ) 学校長は、災害により校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の

指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。

第3 学校給食の応急措置

学校給食班は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第4 就学援助等に関する措置

教育班は、府教育委員会と協力して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。教育班は、府教育委員会、学校長、園長と協力し、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第5 保育所等の措置

保育所等の施設についても保育班及び各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第6節 自発的支援の受入れ

実施担当	福祉班（長寿社会推進課、障害福祉課）、経理班（財政課、会計課）、調達班（契約検査課）、本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 関係機関
------	---

方針

市は、市内外から寄せられる支援申入れに対して、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

計画

第1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、泉南市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支

援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集場所までの運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 市及び泉南市社会福祉協議会の活動

(1) 受入れ窓口の開設

福祉班は、泉南市社会福祉協議会と連携の上、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口を開設する。

(2) 活動拠点等の提供

福祉班は、泉南市社会福祉協議会と連携の上、ボランティア活動に必要な資機材や場所及びボランティア関係団体への情報の提供に努める。

2 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

3 大阪府社会福祉協議会

(1) ボランティアセンターの設置・運営

災害時におけるボランティアの受入れの総合調整機能を果たすため、市が設置した災害ボランティアセンターの運営が円滑なものとなるよう援助し、又、災害情報の提供を行う。

(2) 関係団体・大阪府との連携

ボランティア関係団体への情報の提供に努めるとともに、必要に応じ、府に対して支援を要請する。

4 府の活動

(1) 活動環境の整備

災害の状況、市から収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、大阪府社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

(2) ボランティア保険への加入促進

大阪府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(3) 高齢者等災害時避難行動要支援者への支援

大阪府社会福祉協議会、泉南市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティアの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

第2 義援金品の受付・配分

市又は府などに寄託された被災者あての義援金・義援物資の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市に寄託される義援金は、経理班において受け付ける。

イ 日本赤十字社大阪府支部及び大阪府共同募金会に寄託される義援金の調整連絡は、本部班が行う。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ 市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

(1) 受入れ

ア 調達班は、市役所等に義援物資の受入れ窓口を開設し、運営を行う。

イ 義援物資については、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容を府に要請して報道機関を通じて公表する。

ウ 義援物資は、速やかに仕分けが行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 住民・企業等から義援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

(ア) 義援物資は、荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。

(イ) 複数の品目を包装しないこと。

(ウ) 腐敗する食料は避けること。

(2) 義援物資の配分

義援物資の配分は、公平な配分を行うが、数量に限りがあるなどの場合は、被害の大きい人や要配慮者に優先して配分する。なお、配分については、調達班が中心となり、区・自治会、泉南市社会福祉協議会等の民間協力団体の協力を得て実施する。

(3) 義援物資の搬送

府及び他の市町村からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(4) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供するよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受入れ

市、府をはじめ関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。また、府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

1 支援の受入れ

(1) 市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地のニーズと受入れ体制

(2) 市及び府は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

実施担当	医療班（保健推進課）、農林水産商工業班（産業観光課、農業委員会事務局） 関係機関
------	---

方針

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。また、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

計画

第1 防疫活動

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、また、被災地域において感染症の発生拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるなど、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を実施する。

1 市の防疫活動

(1) 市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）

(ア) 消毒方法

- ① 機動消毒：動力噴霧機架載自動車による消毒
- ② 動力消毒：動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
- ③ 手押消毒：手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

(イ) 消毒薬の配布

区・自治会及び自主防災組織等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

(ウ) 薬品等の調達

市は、災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤、害虫駆除薬剤等を調達する。

(エ) 各世帯における消毒

浸水地域に対しては、区・自治会及び自主防災組織等の協力を得て各戸に消毒剤を配布し、床及び壁の拭浄並びに便所及び手指の消毒の周知徹底を図る。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

ウ 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理の徹底を図る。

エ 臨時予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条）

予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認められるときは、予防接種法第6条による府の指示により、市は接種の種類、対象及び期間を定めて保健所、泉佐野泉南医師会の協力のもと予防接種を実施する。

(ア) 臨時予防接種の実施場所

市内各小中学校又は公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

(イ) 薬品の調達

市は、薬品については、関係業者から購入するが、現品が不足する場合は府に斡旋を要請する。なお、保健所に地域医療本部が設置された場合は当該本部を通じて要請する。

オ 衛生教育及び広報活動

感染症の予防方法、防疫薬品の使用方法等をパンフレット、防災用広報システムや広報車等により周知を図り、注意を喚起する。

(2) 防疫に必要な薬品の調達、確保

(3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

(4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

市は、府が食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施するための協力を
行い、飲食に起因する疾病の予防等災害時における食品衛生の保持に努める。

1 食品衛生監視活動

- (1) 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に協力し、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう努める。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置し、また、精神科夜間診療体制を確保する。

第4 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、市は、避難動物の保護に関するマニュアルを作成し、関係機関と調整の上適切に運用する。

- (1) 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。

(2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、泉南警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物等の処理

実施担当	ごみ処理：清掃班（清掃課） し尿処理：環境衛生班（環境整備課） 災害廃棄物等処理：清掃班（清掃課） へい獣処理：環境衛生班（環境整備課）
-------------	---

方針

市及び府は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を、について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

【付表 2-3-2-1】 市内ごみ処理施設一覧表

【付表 2-3-2-2】 市内し尿処理施設一覧表

計画

1 し尿処理

(1) 初期対応

- ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ し尿処理場の被害調査を行い、復旧見込みを把握するとともに、処理場を早急に復旧する。
- ウ 避難所をはじめ被災地域における仮設トイレの必要量を把握し、高齢者、障害者に配慮しつつ速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生を保つ。
- ウ 閉鎖にあたっては消毒を実施し、撤去する。
- エ 被害が甚大で本市のみでは処理することが困難な場合は、府、近隣市町、関係団体に応援を要請する。

オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得てし尿の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的にし尿の搬出を行うものとする。

2 ごみ処理

(1) 初期対応

- ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ 現有清掃車両及び人員により早急に清掃班を編成して、ごみの収集を行う。

(2) 処理活動

- ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ 必要に応じて、一時保管場所を設置する。
- ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ 殺虫剤、消臭剤及び散布機器を確保し、臨時集積場における衛生状態を保つ。
- オ 倒壊家屋等からの廃物等は、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、自らによる搬入が困難な場合は、市が収集する。
- カ 本市のみで対処できない場合は、府及び近隣市町に応援を要請する。

3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

(1) 初期対応

- ア 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等から優先的に収集・搬出する。
- イ 災害廃棄物等は、処理量を少なくしリサイクルを図るため、適正な分別・処理・処分を行い、可能な限り木材、金属、コンクリート等の再利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- オ 必要に応じて、府、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

第3節 遺体対策

実施担当	福祉総務班（生活福祉課、保険年金課）、環境衛生班（環境整備課） 関係機関
-------------	---

方針

市、泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）等は、遺体対策、火葬等について、必要な措置をとる。

【付表 3-8-3-1】 市内火葬場一覧表

計画

1 遺体の検視

泉南警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 災害発生地域及び海上等における遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡を行い、速やかな身元確認に努める。

2 遺体対策・埋葬等

- (1) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。
- (2) 身元不明の遺体については、泉南警察署、その他関係機関に連絡しその調査にあたる。
- (3) 遺族が遺体対策、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。
 - ア 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
 - ウ 民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
 - エ 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体対策の検討に努める。

3 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

4 応援要請

市は、自ら遺体対策、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

実施担当	本部班（危機管理課、政策推進課、秘書広報課） 関係機関
-------------	--------------------------------

方針

市、府をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

計 画

1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 警戒活動の強化

泉南警察署等は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 暴力団排除活動の徹底

泉南警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、市や関係機関等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・誘導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の確保と、経済の復興の促進を図る。市は次の項目について、備蓄物資の安定供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

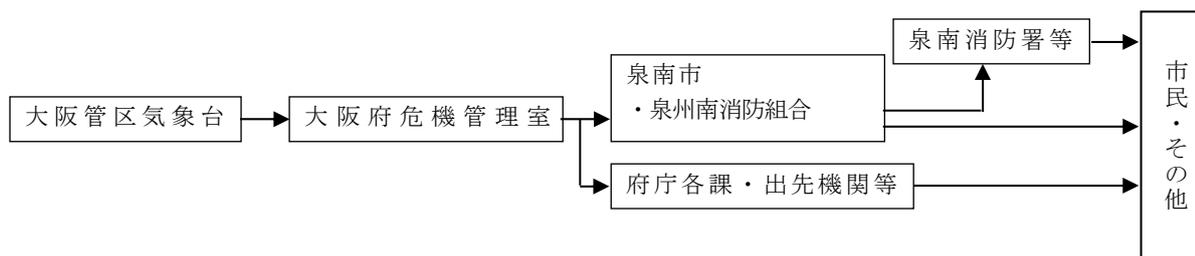
- 1 大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、日常生活並びに都市機能は平常どおりに確保する。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画の災害予防計画編、地震・津波災害応急対策編で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

市及び関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるように準備する。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

3 警戒態勢の準備

市及び関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。泉州南消防組合においては、非常警備を発令して警戒体制を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

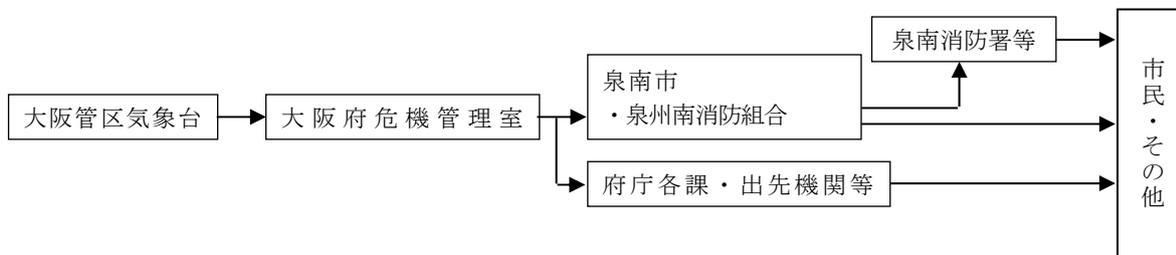
市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進める。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

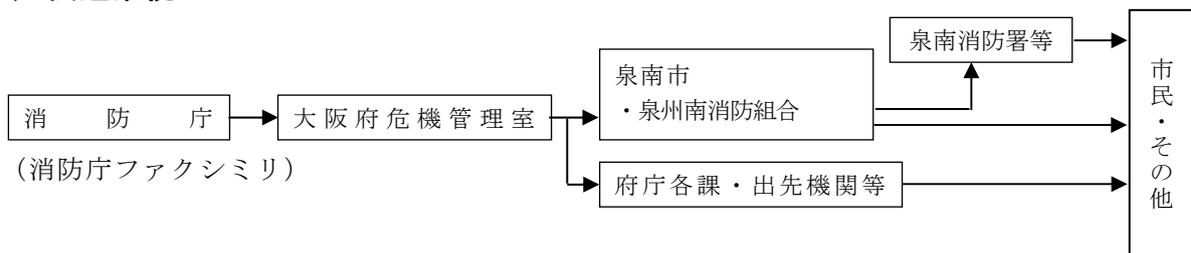


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。但し、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、災害警戒本部を設置し、震度や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。
- (2) 市及び府は、必要な動員体制をとる。
- (3) その他関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力を要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市及び府は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

泉南警察署、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 危険箇所対策

- (1) 市及び府は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。
- (2) 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市長は、泉南警察署等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前に避難させる。

7 社会秩序の維持

(1) 警備活動

泉南警察署及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

8 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、映画館、旅館・ホテル、高層ビル、地下街等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 住民等に対する広報

市及び関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民等に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災用広報システム、広報車等を活用し、区・自治会及び自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編 総則編「第2章第1節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第3 推進計画に定めの無い対策

この計画に定めの無い予防対策及び災害応急対策については、泉南市防災計画の定めによるものとする。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくこととし、その確保等については、第2編 災害予防計画編「第1章第7節 緊急物資確保体制の整備」のとおりとする。
- (2) 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置

市は、府に対し、人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援」の定めるところにより、府に対し、府職員派遣または、他の自治体職員応援派遣のあっせんを要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、泉南市防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定める。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 他機関に対する応援要請については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援」のとおりとする。
- 2 泉州南消防組合管理者又は消防長は必要があるときは、消防組織法第44条第1項に基づき大阪府知事を通じて、緊急消防援助隊の応援を要請する。
- 3 市長は、市内に災害が発生し、その被害が大規模となって市及び関係機関だけでは市民の安全を確保することが困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請を知事に対して求める。
自衛隊の派遣要請については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第1章第2節 自衛隊の派遣要請計画」のとおりとする。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防御

南海トラフ地震が発生した場合、約75分^{*}で本市に津波が来襲することが想定される。

(※「第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成25年8月)

このため、市は、府と協力して、水門等の津波防御施設の操作体制や点検計画についてあらかじめ定める。

また、地震の揺れや、液状化及び漂流物の衝突によって発生する水門や護岸等の一部崩壊に伴い、海水の浸入による浸水被害が生じる可能性があるため、避難等の措置を講ずる。

1 津波防御施設の操作マニュアルの作成

水門等津波防御施設を操作する機関は、津波到達時間内に安全かつ迅速・的確に施設操作ができるよう、連絡員・操作員の参集に要する時間や経路等を考慮した人員配置計画を定めた津波防御施設の操作マニュアルを、府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら作成し、関係者に周知する。

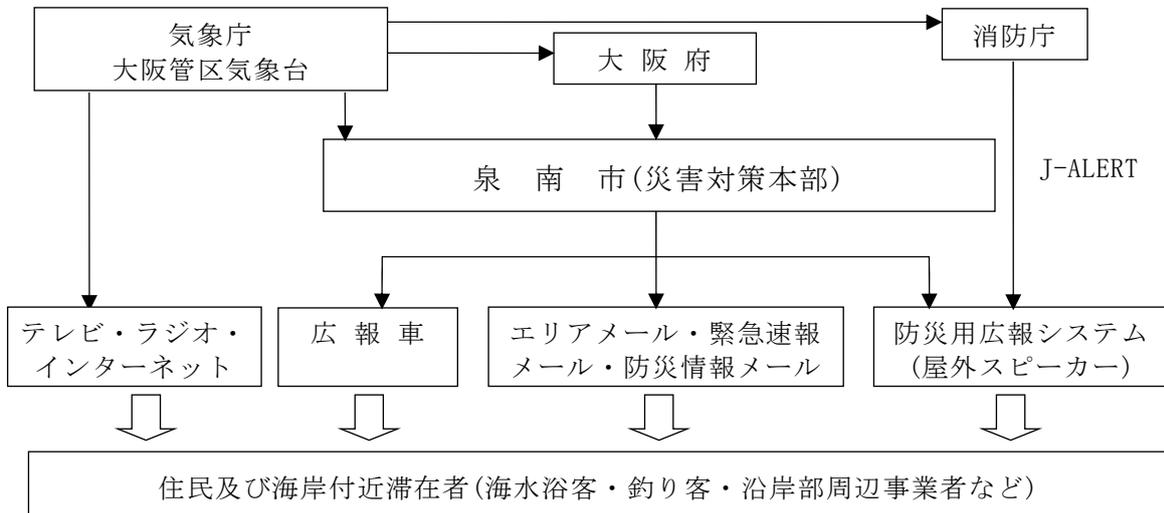
また、大阪湾に津波注意報・警報が発表された場合、あらかじめ決められた操作員は、自主的に現地または集合場所に参集し、施設管理者と協議して、確実な施設操作に努める。

2 津波防御施設の維持管理

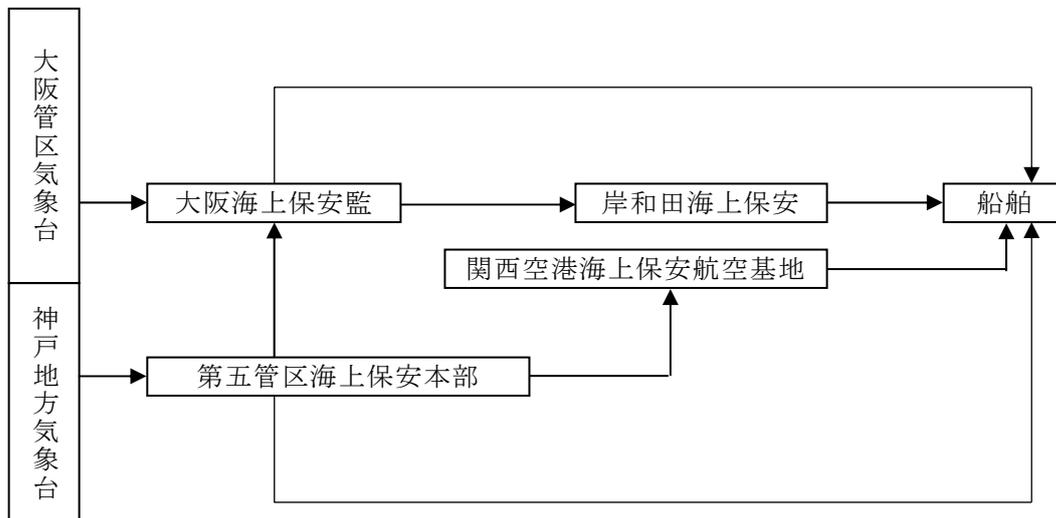
水門等津波防御施設を操作する機関は、施設を安全かつ迅速・的確に操作できるよう、試運転や整備点検を実施するとともに、日頃から操作に支障となる障害物の有無のチェックを行うように努める。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおりとする。



住民及び海岸付近滞在者に対する伝達



船舶への伝達

(役割分担や連絡体制等の検討にあたって配慮すべき事項)

- 1 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- 2 船舶に対する津波警報等の伝達
- 3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- 4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- 5 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

第3 避難指示の発令基準

大阪府に津波警報等が発表された場合、及び府域で震度4程度以上の揺れが観測された場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断した場合は、市民や海岸付近滞在者（釣り客・海水浴客等観光者、沿岸部周辺事業者など）に対して避難指示の発令を行う。

なお、津波注意報・警報の発表による避難指示の発令基準は下表のとおりとする。（津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから「高齢者等避難」や「緊急安全確保」は発令せず、原則として「避難指示」のみを発令し、住民等の安全確保を図る。）

避難指示の対象地域

津波警報等の種類	対象地域
津波注意報	海岸付近滞在者
津波警報	避難対象地域の住民等
大津波警報	

第4 避難対策等

- 1 地震発生後、津波注意報・警報等の発表を知った場合、海岸付近の住民等避難指示の発令を待たず、直ちに安全な場所へ避難する。

また、地震発生時において津波による避難の指示の対象となるは、別表のとおりである。

なお、市は、レベル2（第2編 災害予防計画編「第3章第4節 津波災害予防対策の推進」参照）の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて、屋内避難に使用する建物を明示する。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

別表 津波避難対象地域

避難対象地域	<p>〈南海本線より海側の下記地区〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡田1丁目（※）、岡田5丁目、岡田6丁目、岡田7丁目 ・樽井4丁目（※）、樽井5丁目（※）、樽井6丁目（※）、樽井7丁目（※） ・男里、男里6丁目、男里7丁目 ・りんくう南浜
--------	--

※南海本線より海側の一部地区のみ指定

2 市は、1に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難場所の指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

3 市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第4章第2節 避難所の開設・運営等」のとおりとする。

4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定められた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

6 避難行動要支援者に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。
- (2) 津波発生のおそれにより、市長(本部長)より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は区・自治会及び自主防災組織等

を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

- (3) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

- 7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制等は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第4章第1節第2 避難者の誘導」のとおりとする。

8 避難所における救護上の留意事項

- (1) 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

- (2) 市は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、必要に応じて、次の措置をとる。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

- 9 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を講ずる。

- 10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。市は当該計画を策定済みであるが、必要に応じて更新する。

第5 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

- 2 1に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、泉州南消防組合の消防計画

に定めるところによる。

第6 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害時における緊急対応等を行うとともに、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

1 上水道・下水道（市、大阪広域水道企業団、府）

市、大阪広域水道企業団及び府は、連携して、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行う。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

2 電力（関西電力送配電株式会社）

津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

3 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

4 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じる。

(1) 応急措置

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取扱う。

(2) 通信の確保と応急復旧

災害救助法が適用された場合等には、避難場所、避難所に、被災者が利用する特別公衆電話の設置に努める。

その他、必要な事項については、第3編 地震・津波災害応急対策編「第6章第3節 ライフラインの確保」のとおりとする。

5 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- (3) 発生後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被害防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定める。

第7 交通対策

1 道路

- (1) 市、泉南警察署及び道路管理者は津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとし、その方策は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第5章第2節第1 交通の安全確保」のとおりとする。

2 海上

- (1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止する。
- (3) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (4) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに

航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

- (5) 国土交通省、港湾・漁港管理者は、港内航空路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努める。
- (6) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）、府、市町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。
- (7) 新関西国際空港株式会社は、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の襲来の恐れがある旨を周知する。

3 鉄道

- (1) 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置は、第3編 地震・津波災害応急対策編「第5章第2節第1 交通の安全確保」のとおりとする。
- (2) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等は、第2編 災害予防計画編「第1章第11節 帰宅困難者支援体制の整備」のとおりとする。

第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災用広報システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 学校にあっては、当該学校が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置。
- イ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安

全の確保のための必要な措置。

ウ 施設ごとの具体的な措置内容は各管理者において別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第9 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市及び泉州南消防組合は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第3節 消火・救助・救急体制の整備」のとおりとする。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

泉州南消防組合は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第1節第5 広域防災体制の整備」のとおりとする。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとし、その方策は、第2編 災害予防計画編「第1章第3節 消火・救助・救急体制の整備」のとおりとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、第2編 災害予防計画編「第3章第3節 第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」の定めるところによる。

また、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。

第5章 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するよう努める。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、区・自治会及び自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府および防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 防潮扉等の閉鎖訓練

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、区・自治会及び自主防災組織、消防団、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施

方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市及び府は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7章 東海地震、東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

第1 東海地震、東南海・南海地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、各地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした対策マニュアルを検討する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急に実施することとともに、危険な建築物への立入り禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2 東海地震関連情報が発表された場合への対応

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、第3編 地震・津波災害応急対策編「付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応」の定めるところによる。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとし、東南海・南海地震が連続して発生した場合に生じる危険について市民に周知する。